

令和3年第1回邑楽町議会定例会議事日程第3号

令和3年3月11日（木曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開議の宣告

○神谷長平議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

◎一般質問

○神谷長平議長 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

◇ 佐藤富代議員

○神谷長平議長 2番、佐藤富代議員。

[2番 佐藤富代議員登壇]

○2番 佐藤富代議員 おはようございます。議席番号2番、佐藤富代です。今日は東日本大震災から10年、この節目の日に一般質問をさせていただくことをとてもありがたく思っております。あのときの体験と、そして被災されました皆様の貴重なメッセージを忘れてはいけないと、今また心新たにしております。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。テーマは、地域と一体で取り組む地域包括ケアシステムについてです。令和2年の呂楽町の人口は、平成27年から僅か6年間で高齢者は913人増加、生産年齢者は1,241人減少、年少者は431人減少していることが分かりました。少子高齢化は、さらに加速が予測されております。この少子高齢化政策としての地域包括ケアシステムの構築、具体的に何をどうすればいいのか、なかなか見えてこないことも事実です。令和3年度からの総合計画後期基本計画では、健康寿命を延ばして元気な高齢者を増やすことが施策のテーマに、第8期介護保険事業計画では、地域包括支援センターの機能強化が挙げられました。地域包括支援センターは、高齢者がいかに早い段階から介護予防に取り組むことができるのか、また高齢者が自宅で過ごすためにはどのような支援が必要なのかを見極めるとも大切な事業です。私たちの老後は、地域包括支援センターの質にかかっていると言っても過言ではありません。高齢者が一人で、または老夫婦が暮らすためには、身体介護以上に細々とした生活支援が必要となります。資格を持たない私たち住民でも、これらの手伝いはすることができます。地域と一体で取り組む地域包括ケアシステムが目指すものとは、高齢者も支える側になるような仕組みをつくることと捉えております。どのように住民の主体性を引き出し、どのように住民を巻き込んで地域包括ケアシステムを構築するのか、町の取り組みについて質問をさせていただきます。

まず、地域包括支援センターの機能強化について。1、地域包括支援センターの事業は、住民と直結した人間対人間のダイナミックな活動です。今回の事業計画には、総合相談事業、介護予防ケ

アマネジメントなど12項目の事業があります。特に強化すべき事業、その必要性について担当課長に伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 呂楽町では平成18年度から高齢者の保健、医療、福祉に関する必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置しております。高齢者一人一人の状況やその変化に応じて適切に対応できるように、地域包括支援センターでは職員のスキル向上のための研修会等への参加、情報の公開や地域包括支援センター自体の周知、研修会等の参加によって関係機関とのつながりをつくり、連携できるように取り組んでおります。こちらは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の基本的な職員配置のほか、高齢化と業務量増に応じた専門職や事務職の配置というものも行っております。こちらは、さらに指導的な役割を担う職員の育成、資質の向上というものを今後も図っていく必要があるかと思っております。

第8期の計画で、この地域包括支援センターの機能強化ということで挙げている、先ほどの1から12までのどの事業、これもどれも大切なものと考えられるのですが、まずはこの包括支援センターの運営体制、こちらが基本になってくるかと思えます。3職種がそれぞれの役割を果たしていくこと、果たせるような環境をつくっていくこと、こちらが町民、介護サービス事業者にとって、より身近な相談場所であることということでの存在感を示していければと思っております。

以上です。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 地域包括支援センターが開設して15年、高齢化とともにますますその事業が重要となり、減ることはないと思われれます。まさに地域包括ケアシステムの中核を担う大切な機関であると言えます。

では、次の質問に入ります。ますます必要とされる地域包括支援センターの体制強化、充実に向けて今後の計画について、やはり担当課長に伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 地域包括支援センターですけれども、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援、こちらの5つが包括的に提供されるネットワークを構築し、人や資源、世代や分野を超えて、地域を共につくっていくという地域包括ケアシステム、こちらの一翼を担っていく大切な機関かと思われれます。こちら配属された保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種、こちらの質の確保、これはもちろんですけれども、高齢者の増加に対応し、またどのように地域包括支援センターとしての事業を継続していくかということを確認していく必要があるかと思われれます。切れ目のない質の高いサービス提供を行うために、5年後、10年後を見据えて研鑽を積んでいきたい

と思っております。

以上です。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 高齢者が安心して生活ができる重要な役割を持つ地域包括支援センターの体制整備、充実は、迎える超高齢社会を乗り切るための必須条件と考えております。現在職員は6名、うち2名が兼務と聞いております。介護は24時間365日待ったなしです。個別のケアプランや相談業務にはマンパワーが欠かせません。職員の質、量の確保をはじめ、必要なところへの投資は結果的に支出を抑えることにつながると考えております。皆さんの安心安全、介護保険のしおりを見ますと、「地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの身近な相談窓口です。地域で暮らす皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護、福祉、保健、医療など、様々な面から総合的に支援します」と明記されております。十分に機能を発揮されることを期待しております。

次の質問に移らせていただきます。次は、安心安全の環境づくりについて。地震や台風、豪雨等に備えるため、在宅高齢者の安否確認や災害時の避難指示等、その協力体制の構築に向けて、まず一昨年の豪雨時、防災行政無線がよく聞こえなかった、この問題を受けて、戸別受信機の貸出しが始まりました。その対象者と申請状況について、担当課長にお伺いいたします。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

防災行政無線の戸別受信機貸与の状況につきましては、現在17件の貸与申請がございます。貸与対象者と広報の手段につきましては、広報おうら2月号9ページと町ホームページでお知らせをしております。貸与対象者は、満70歳以上の人のみの世帯、日中満70歳以上の人のみの世帯、要介護4以上の人がある世帯などでございます。ただし、対象者のいる世帯であってもスマホやインターネットなどを所有して、町ホームページやおうらお知らせメールなどによって情報を入手できる人については除いております。

以上でございます。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 戸別受信機の申請は17件ということですがけれども、当初の見込み300台購入、これは申請方法に問題があるのか、あるいは必要としないのか、またそれとも危機意識が薄れた、いずれかというふうに考えております。これから申込みが増えることを期待しております。

次に、防災行政無線は地区の防災組織、いわゆる区長に届いているのでしょうか。情報は確実に共有できる体制になっているのでしょうか。この戸別受信機を、自主防災会長に配付はいかがかというふうに考えております。同じく担当課長に伺います。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

防災行政無線の戸別受信機は、屋外スピーカーを補完するものであり、防災行政無線以外にメディア情報を入手することが難しい要配慮者を対象としているため、区長や行政区役員などに配付はしていませんが、今後の貸与の状況を見て検討していきたいと考えております。

しかしながら、災害時における地域との情報共有は、議員ご指摘のとおり重要であると認識しております。ツールにつきましては、昨年の広報おうら7月号でもお知らせをして、既にご存じかとは思いますが、災害時の情報伝達手段としまして、防災行政無線や町ホームページ、おうらお知らせメール、町公式ツイッター、Yahoo!防災速報アプリや緊急速報メール、Lアラートなどがございます。特にLアラートは、県のシステムに町防災担当職員が入力を行うことで、県との情報共有が図られるほか、放送事業者や通信事業者との情報共有ができるシステムが整備されており、その入力内容がテレビのdボタンを選択することで、視聴できる地域の防災情報と連動する仕組みとなっております。災害時には、まずこのdボタンを確認していただくことが最適かと町では考えております。また、スマホ等での確認について、設定方法などに不安があるとの声に対しましては、ご相談いただければ担当課において個別に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 区長、行政区役員への配付は、予定はないということでございますけれども、今のITを駆使して伝達そのものは可能になるかとは思っております。しかし、この防災行政無線は暴風時はもちろんですけれども、平時でもやはり反響したりということで、なかなか聞き取りにくい状況にあります。そしてまた、この防災行政無線は情報を伝えるだけではなくて、また町民全員に避難するとかということの命令、あるいは一斉放送でしっかりとその行動を一体化していくというような大きな意味もあるのではないかなというふうに考えております。

次に、地域における協力体制の構築、具体的な取り組みについて、担当課長に伺います。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

現在、町では各行政区単位に自主防災組織を置いていただいております。この組織は、区長及び行政区の役員を中心に構成されており、災害時には町の災害対応の一環として、地域の被災情報などの収集、あるいは町からの情報の伝達等を担っていただくこととなっております。また、災害時の初期対応、火災や人命救助等のできるものについては早期に対応していただくようなことをお願いしております。また、平時には防災、防火のための対策や防災関係の知識の普及等に取り組んでいただくということで、その辺の自主防災訓練等も含めてお願いしているところでございます。地域

での取り組みについては、各行政区を中心に行っているところでございます。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 各行政区にあります自主防災組織について述べていただきました。ただ、私が申し上げたいのは、例えば避難勧告が出された場合、誰もが不安に陥ります。特に高齢者は、避難したいが、体力的に大丈夫だろうか、誰もいないしどうしようというふうにおどおどしながら収まるのを待つのが現状ではないかと考えております。こんなとき、誰かの声かけで落ち着きを取り戻すことができます。家族や近所の声かけが、まず大切なことと思っております。区長や役員にも戸別受信機を配付し、正確な情報を正しく把握し、適切な声かけができることが、まず地域で求められる協力体制の一步ではないかと思っております。避難行動要支援者名簿、あるいは地域の見守り対象者等、各団体の持つ情報をいかに共有し、有事に備えるか。日頃から地震や台風、豪雨だけでなく、犯罪や困り事に対し地域が一体となって取り組む安全安心な環境づくりは、まず区長の旗振りから始まるのではないかと感じております。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。高齢者の在宅生活を支援する施策について。今後さらに増加が予測される要支援、要介護認定者が自宅でサポートを受けながら安心して暮らし続けられるよう、様々な施策が出されました。まず、在宅看護を進めるための施策として、新たに訪問型サービスB、通所型サービスBが示されました。現在実施している訪問介護、通所介護との違いについて、担当課長にお伺いします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの訪問型サービスB、通所型サービスB、こちらについてですけれども、介護予防・生活支援サービス事業というものに位置づけられるものとなっております。今までの事業者が行う訪問介護、通所介護とは違いまして、住民が主体となって行うという支援となっております。この事業は、住民主体のボランティア等が中心となって、要支援者や事業対象者が定期的に利用できる通いの場の提供、または掃除、ごみ出しなどの居宅等での支援をした場合に、町から補助金が支給されるというものとなっております。今後、高齢化がさらに進む中で、今まで以上に共助が求められますが、町からのサポートを受けながら、地域で支え合いの活動を行っていただければというものでございます。

以上です。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 B型サービスにつきましては、住民が主体となって行う支援である。そして、地域で支え合いの活動を展開して行ってほしい。また、それには町の補助も考えておりますというような回答でしたけれども、ではこの新たなサービスに関わる人材の確保、またその育成についてお伺いします。

呂助けネットワーク、地域ボランティアへの参加もまだまだ難しい地域もあります。高齢者の積極的な社会参加イコール高齢者のボランティアイコール人材確保、この仕組みを稼働させるための方策が鍵であると考えております。介護現場の人材不足、有資格者も十分確保できない現状です。介護難民が出ることすら想定されております。住民による訪問介護、自宅を訪問し、生活支援に携わる人々やデイサービス、居場所を開き、関わる人たちをどのように確保するのか。これから現実に取り組む課題であり、まさに行政の腕の見せどころではないかというふうに考えております。しかし、私たち日本人が持っている村社会の結束、反面、村以外の人、また問題を起こした人は関係ないという、そういった意識が強いと言われております。また、欧米に比べると、貧困や孤立などの問題は自己責任と捉えるのは日本人のほうが多いそうです。こういう中で、困っている人には誰にでも自分に無理なくできることを手伝うというボランティア、また支え合いの精神の啓発をいかに進めるかが重要ではないかというふうに考えております。

最後に、地域包括ケアシステム構築を進める体制整備についてお伺いします。地域と一体で取り組む体制整備、住民が地域の困り事を我が事と捉え、主体的に取り組むことのパワーがいかに大きいかということとは分かります。地域包括ケアシステムは、医療、介護、介護予防、生活支援が互いに連携し、包括的に支援する仕組みです。また、人や社会資源、世代や分野を超えて共につくることが目的です。これは今までの福祉政策、いわゆる医療制度、介護制度、生活保護というように縦割りで行っていた政策と根本的に異なる、その上住民を巻き込んだ新しい政策、取り組みであると思います。今行政も、また私たち住民も、ともに戸惑いを感じております。このような新たな取り組み、そして分野を超えた大きなプロジェクト事業には、様々な分野を細々とマネジメントし、推進する機能が必要と考えております。地域と一体で取り組む地域包括ケアシステムの構築における行政の役割、特に住民を巻き込んで共につくる仕組みに果たす役割について、トップマネジメントを支える副町長に伺います。

○神谷長平議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 ただいま佐藤議員からお話がありましたとおり、この地域包括ケアシステムというのは今までの福祉政策を根本から変える、特に担い手の位置づけというのが大きく変わる非常に大きな転換点かなというふうに私も思っております。詳細な内容につきましては、今まで質疑応答の中でも触れられましたので、私からは触れませんが、特にこの考え方で特徴的なこと、今までと違うところということであると、全国一律のシステムではないということです。国のほうでも様々な事例を市町村等に示して、それぞれのやり方でやってくださいというような姿勢、これはもう大きな違いかなというふうに思っています。具体的には市町村が中心になって、地域の自主性とか主体性に基づいて、それぞれの地域の特性に応じて作り上げていくのだと。そういう点では壮大な実験といえますか、試行錯誤しながら作り上げていくものかなというふうに考えています。

先ほど議員のご質問の中にもありましたけれども、特に単純な行政サービスとか、今まで様々な福祉事業を行ってきた事業者とか、そういうものだけではなくて、元気な高齢者が支える側に回るというようなお話を議員されていましたが、そういった高齢者自身が困難を抱えた高齢者を支える担い手になっていくというような、そういう新しいモデルも示されているということでございます。そういった中で、ではそういう地域包括ケアシステムをつくり上げてくために、町が、行政がどのような役割を果たすべきかというお尋ねでございますけれども、私がちょっと考えてみたところ、4つほど挙げられるかなというふうに思っています。

まず第1に、議員がおっしゃるとおり、全く新しい考え方であるこの地域包括ケアシステムというものを、一方の主体である地域の皆さんによくご理解をいただくと、その努力をしていくというのが、まず一番肝心なスタートとなることかなというふうに思っています。なかなかまだなじみがないというようなご指摘もあったところですが、それをよりなじみを持って理解をして、何らかの形で自分の力を発揮していこうというふうに思ってください、そういうことが大事かなと。

2番目に、そういった邑楽町らしい地域包括ケアシステムをつくり上げていくためには、やはり地域をよく知って、地域を支えてくださっている、今いろいろ行政区とかの役割についてやり取りがあったところですけども、そういった多くの町民の皆さんに実際に行動に参加していただくということが、やはりとても大事かなと。そのために、ではどうしたら行政としては多くの皆さんに行動に参加してもらえるかという部分で知恵を絞って、また既に邑助けネットワークとかいう形で具体的な行動も全町で始まっているところですが、そういったところに参加している皆さんに、アドバイスや情報提供をどう滞りなく行っていく、あるいはより理解していただくための工夫をしていくということが大事かなと思っております。

第3には、これは本来の行政の業務と言えらると思っておりますけれども、地域の医療介護システムを支える事業者の皆さんとの連携を強化しながら、事業者の皆さん同士、あるいは町民の皆さんとの事業者との要望とのマッチング等について、きちんと調整役を果たせるような、これも先ほど地域包括支援センターの役割ということで議員からご指摘あったところですが、そういったところの機能をしっかりと果たしていくということかなというふうに思っております。

最後に、このシステムは町民の皆さんと一体となってこれからつくり上げていくということでございますので、最初から完成というのはいり得ないかなというふうに思っております。何か問題があったら、まずできるところから着手をして、何か問題があったらその都度改善をして、またどこかの地域で優れた実践が生み出されたら、それを町全体に普及をしていく、いいところはまねをしていくというようなものを積み重ねていく中で、よりよいシステム、邑楽町らしいシステムをつくり上げていくことになろうかなというふうに思っています。そういう点では、行政として常にPDCAサイクルを意識して、節目節目でちゃんと総括、評価を行いながら改善をし、そして完成に向けて努力をしていくことが必要かなというふうに思っております。もちろんこれ以外にも

たくさん行政に求められる役割はあると思いますが、特に当面力を入れるべき課題としては、以上のものが挙げられるかなというふうに思っています。

その体制の構築ということでもご指摘があったところですが、今お話ししたようにどんな地域をつくっていくか、そのために日頃からどんな人間関係を地域の中で作り上げていくかということが、このシステムの構築には非常に大事になってくるわけで、そうすると庁舎内でも関係する部署は非常に多くございます。例えば企画課は協働のまちづくりというようなことでも関わっておりますし、当然その中身を学習をしていくという点でいえば生涯学習課の果たす役割はもちろん大きい。また、その生涯学習の基礎をつくっていくという点では学校教育の役割も非常に大きい。また、防災という点では安全安心課、人権という点では住民課、様々な部署が協力をし合ってこの地域をつくっていく、共につくっていくということが大事になっていきます。

では、いろいろある課をまとめて実効を上げていくためにはどうしたらいいかということですが、やはりそれは制度をよく理解し、その実現に熱意を持っている部署のリードというのは、これは欠かせない。単なる集合体では、実際には人任せになってしまって進まないということになりかねないと思っております。そのため本年度、令和2年度4月から、地域包括ケア推進係というのを健康福祉課の中に設置をしました。そこが重点的に取り組んでいくと、地域包括ケアシステムの構築に先頭に立って取り組んでいくという体制を整備したところでございます。今年は1年目ということですが、今後もここを中心に、各課の連携を取りながら一体となって進めていく体制をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ポイントを突いて、これから包括ケアシステムの構築に向かっていきたいという意気込みをととても感じました。やはり住民の主体的な活動というところの、どういう形で主体性を引き出していくのか、これもとても重要なことだと思います。また、各課が協働してやっていく、言葉では簡単ですが、協働するとはどういうことなのか。また、同じレベルのグループの協働だけではなかなか難しい部分があると思いますので、そのところは熱意を持っているところがというお話で、やはりその複合するところにおいてはもう少しマネジメントし、また推進していく、そういう部署といたしましょうか、それが必要であるというふうに私も考えております。

そういったところで、その地域包括ケア推進係をつけるということ、役割があるということですが、この役割には権限はあるのでしょうか。1つお聞きしたいと思います。

○神谷長平議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 これは、行政のもちろん組織の一部ですので、例えば地域包括ケア推進系のトップは係長ということですが、例えば係長がほかの課の課長に対して、何かこう職権をもって命令す

ることができるかと言われれば、これは難しいと言わざるを得ないと思います。基本的には、町がそういった各課で連携をして1つの政策を実現をしていくという場合には、調整会議というのを開催して、これは構成員は基本的には関係する課の課長で構成をされておりますが、その中で調整をしながら進めていくということになります。しかし、そこに提案をする内容については、もちろん担当の係がしっかりと方針を定めて、各課に例えば何々課にはこういうことやってほしい、何々課にはこういうことで協力してもらいたいというのを明確にした上で調整会議を開催をするわけで、それはその中で必要に応じて課長が説明する場合もあれば、場合によってはそういった係長、担当係長も帯同して説明をするというような形で行っていくと。最終的にはそういった調整会議を経て、その結果を町長に報告され、政策として決定すれば、町長において決定をしていくということになるかと思えます。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 私も長年医療現場で、医療の質、医療事故に取り組んでまいりました。そうした中で、起こった事故に対して再発防止対策というものをみんなで会議で決めますけれども、その決めたことが各部署でどれぐらい実践されているのか、それはやはりチェックが必要になってきます。チェックしたときに、やはりある程度の権限がないと、できていないことを明らかにできない、指摘できない、指導できないというような、そういった現場でこういったPDCAサイクルを回しながら質を求めていくという経験の中で、なかなか難しさを感じておりました。行政と違いますので、そういった部分は今おっしゃったように会議の席でうまくできるかもしれません。でも、なかなか難しいのではないかなという実感も感想も持っております。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。地域包括ケアシステムの構築の全体像。2024年、呂楽町の介護保険事業はどのようになっているのでしょうか。特に住民の参加する事業と、その達成目標についてお伺いいたします。住民等がその構造、あるいは目標が見えることで、自分の行動や活動が明確になってまいります。このことが住民参加の原動力の一つになると考えております。担当課長に伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 事業の見込みということなのですが、介護保険のサービスにつきましては3年に1度の見直しを行いまして、実績値から必要量を推計しております。今回令和3年度から実施を目指す、この住民主体のサービスにつきましてはなのですが、特に数値的なものというものは、こちらからはどれくらいということでは載せてはございません。こちらに関しましては、呂助けネットワーク、生活支援体制整備事業の第1層協議体、こちらに代表をされる地域の支え合い、助け合いなどから生まれる居場所とか見守り活動を念頭に置いておまして、今までの枠のない住民が必要とするサービスの創設ということに結びつけられるように働きかけをしていくという

ことにはなりますので、第1層生活支援コーディネーターという立場のものもありますので、こちらのコーディネーターの役割というものについても再確認しながら、こちらが少しでも、やってくれるという手を挙げてくれる人が出るような周知等、努めていければと思っております。

以上です。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 介護保険事業、特に住民参加による事業は令和3年度から実施ということで、達成目標はこれから検討なさるのかというふうに思います。ただ、そういった目標をやはり見える化しておいていただいたほうが、住民もその目標に向かって行動できるというようなことでは理解しやすいというところにつながるのではないかなというふうに考えております。これからの事業展開を期待しております。

最後になります。「すべての町民の尊厳が守られ、自立した自分らしい暮らしを全うできるように、地域包括ケアシステムを構築します」と明記されております。先ほどからいろいろ出ておりました様々な課題を抱えての中ですけれども、邑楽町版地域包括ケアシステムの構築、2025年まであと4年、超高齢化社会は避けて通ることはできません。町長のお考えをお伺いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 地域包括ケアシステムについては2025年を目途にして、まさに高齢者の皆さんが安心して生活ができるような場面をつくるということになっておりまして、議員のご質問のように、あと4年ということになってきました。邑楽町、幸いにして国で示した地域包括ケアシステム、あるいはそれ以上と私は思っているのですけれども、町独自の町民の高齢者の皆さんを見守っていくということの中では、先ほどもちょっとお話出ましたけれども、町独自で邑助けネットワークという形で、それぞれの地域においてその取り組みをしていただいているということは、大変ありがたいし、素晴らしいことだというふうに思っているわけです。この邑助けネットワークも、地域によっては大変失礼な話になってしまうかもしれませんが、地域によってはまだ十分なところまでいっていない、あるいは地域によってはもう積極的に関わってやっている、いわゆる温度差があるというふうなお話も、私回っていきますとお聞きをいたします。

したがって、よりよいこの制度システムづくりということを考えると、やはり先ほども課長のほうからも答弁、副町長からもありましたけれども、それぞれの持っている行政の役割という部分について、応援できることについては積極的に応援をしていくということが大切なことだというふうに思っております。健康福祉課の係の中でそこへ集約をして、そしていろんなご意見を聞く中で、できるものについてはそれぞれの各課で持っている内容を、そういった邑助けネットワークの関係する皆さん方にお知らせをする中で、より近づきたいいわゆる地域包括ケアシステムイコール邑助けネットワークが充実をされることによって、私は高齢者の皆さんのみならず、町民の皆さんが安心

して安全に生活ができるような、そういった環境ができるのではないかとこのように思っております。この邑助けネットワークをリードしていただいている皆さん方に本当に敬意と感謝を申し上げますところでもあります。町といたしましても、そういった部分についてのご支援、それから予算的な面も十分、これは言葉だけということではなりませんので、そういったことも今後十分検討する中で、先ほど申し上げましたように安心して生活ができるような、邑楽町に住んでよかったというふうに言われるようなまちづくりに向けてご支援をしていきたいと、また努めていきたいと、こんなふうに思っております。

○神谷長平議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 邑助けネットワークの活動を中心に、さらに輪を広げていきたいという町長のお考えもよく理解できました。ありがとうございました。

住み慣れた地域で安心して暮らせる、誰もが尊厳ある生活を続けられることは、町民誰もが望んでおります。ついでに、この邑楽町と願っております。一人では何もできません。区長を核に、地域を巻き込んで共に支え合う地域づくり、住民が主体的に関わる仕組みづくり、ぜひ行政の旗振りと応援をよろしく願いいたします。地域と一体で取り組む地域包括ケアシステムの構築、私も団塊の世代、人ごとではありません。誰もができるときに、できることを無理なく参加する、そのような邑楽町の風土づくりから始まると私は考えております。本気でボランティア、支え合いの輪を広げることを望みます。私たちも一生懸命やりたいというふうに思っております。

以上で質問を終了させていただきます。答弁いただいた課長をはじめ、ありがとうございました。

○神谷長平議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時52分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時05分 再開〕

◇ 松 村 潤 議 員

○神谷長平議長 10番、松村潤議員。

〔10番 松村 潤議員登壇〕

○10番 松村 潤議員 皆さん、こんにちは。議席番号10番、松村潤です。通告に従いまして、がん対策について質問いたします。

まず、(1)としまして、がん検診の推進についてお尋ねいたします。第3期がん対策推進基本計画では、がん患者を含めた国民ががんを知り、がんの克服を目指すことを目標に、がん予防、がん医療の充実、そしてがんとの共生を3本柱に掲げております。基本計画の1本目の柱、がん予防では、がん検診の受診率向上及び精度管理のさらなる充実が必要不可欠として、全てのがん種にお

いて、がん検診受診率の目標値を50%に引き続き設定しております。本町のがん検診の受診率の目標が邑楽町健康増進計画の中に、令和2年度の目標値が肺がん56%、大腸がん35%、胃がん18%、子宮頸がん32%、乳がん42%と設定されております。そこで、直近のがん検診の受診率についてお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 現在、町では国の指針に基づく胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診を実施しております。こちらは、さらに町独自で前立腺がん検診、胃がんリスク検診とということを実施しております。令和元年度の実績ということでお答えさせていただきますが、胃がん検診、こちらに関しましては40歳以上の方が対象で、受診者数が1,277人、受診率が7.5%です。大腸がん検診、こちら40歳以上の方が対象、受診者数が3,106人、受診率は18.2%。肺がん検診、こちらに関しましては受診者数が4,825人で、受診率28.3%。また、女性特有のがんということで子宮頸がん検診、こちらに関しましては20歳以上の女性を対象に実施しておりますが、1,728人の受診者で、受診率が15.6%。乳がん検診、こちらは40歳以上の偶数年齢の女性を対象になっておりますが、受診者数1,093人、受診率は12.6%です。また、前立腺がんの検診につきましては、50から80歳の偶数年齢の男性を対象に実施しております、受診者数が665人で、受診率につきましては23%となっております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 詳細にわたってのご答弁ありがとうございます。がん検診の受診率につきましては、4年前の平成29年3月議会で質問しているのですが、そのときよりも目標値に対しまして受診率が大幅に低い状況にありますけれども、これは計算方式が変わったのか、もし変わったとすればどういうふうに変ったのか、その辺のところをお聞かせください。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 受診率の計算方法なのでございますけれども、対象者の考え方というものが変更になっております。国勢調査などの数値から、町で受けるべき対象者を推計する、社会保険だとかを除いた対象者の方を推計する方法から、年齢等の要件を満たす全住民を対象とするというふうなことで変更になったために、母数が大幅に増えております。このことで、結果として受診率とすると低下をしているというような状況にあります。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 分かりました。割合というか、その分母が、割る数が大きくなったというこ

となのかなと思いますけれども、こういった低い状況にありますことが分かりましたけれども、この受診率がさらに心配なことがあるのですけれども、というのは今コロナ禍ということで検診を控える方が多いということなので、そのことによって受診率が低下をされると言われております。民間が行ったがん検診の意向調査では、来年度、4月以降の検診を控えたいと、そう答えた人が、がん検診では40代の方では33.9%上がっているそうです。約4割の方が受診を控えているということで、その理由は今申し上げたように新型コロナの感染リスクを挙げているということなのです。受診控えも、それはその人の考え方でありましてけれども、やはりデメリットということも私は目を向けていく必要があるのではないかなと、このように思っておりますが、がん研究会の専門医の言葉を借りますと、初期のがんは大半が無症状であり、早期発見、治療には定期的な検診が欠かせない。多くのがんは着実に進行し、検診が半年、1年遅れると、より大きな手術などが必要になると言われております。

今このコロナ禍という大変な状況下にありますけれども、検診の呼びかけを一層強化していただくことはできないかと考えておりますけれども、受診率向上のための新たな取り組みについてお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 検診についてなのですけれども、令和2年度につきましてはコロナの影響もありまして、平成30年度から医療機関で胃の内視鏡検診も受けられるようなシステムになっていたのですけれども、こちらに関しても中止ということになってしまいました。あと子宮頸がんとか乳がん検診につきましては、受診控えのデメリットというものに目を向けまして、密を避けるために完全予約制で、受診者が安心して受診ができるような配慮をいたしております。土日の検診だとか、がん検診と特定健診を同時実施できるような体制だとか、あとは子宮頸がん検診、若い年代層が受けやすいように医療機関でも受診できる体制というものに関しましては継続して実施しております。子宮頸がん、乳がん検診、大腸がん検診につきましては、引き続き5歳刻みの年齢の方にクーポン券を発行する。検査費用の負担の軽減を図っていくことで、またがん検診の受診料金につきましても一律500円、また70歳以上の方については無料ということで、受診しやすい体制を図ってはおります。ただ、人間ドックの受診、あと医療機関を個別に受診される方もいることから、受診率の向上ということについてはなかなか難しい面がございます。

各種がん検診で精密検査になった方、あと受診の有無が確認できない方、そういう方に関しましては、電話、書面での確認、あとは受診していない未受診者の方には再勧奨ということで進めております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 いろいろな取り組みをされていることが分かりました。ぜひ受診率の向上に向けて、できることはさらに手を打っていただきたいと、このように思いますので、お願いしたいと思います。そして、先ほど申しましたけれども、やはり検診が半年、1年遅れると、着実にがんが進行するということ、そういった周知のほうも進めていただきたいと、このようにお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

次に、(2)として、女性特有のがん予防についてお尋ねいたします。これは2つありまして、1つ目は子宮頸がんワクチンについてですけれども、子宮頸がんは年間約1万人の方が罹患しています。そして、約3,000人の女性が亡くなっています。患者数、それから死亡数ともに年々増加をしているということでありまして。子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルスの感染によるものであり、子宮頸がんは定期的な検診とワクチン接種によって予防することができると言われております。厚生労働省の勧告により、子宮頸がんワクチン接種を積極的勧奨しなくなってから8年が過ぎようとしておりますが、この定期接種の勧奨をやめてから予防接種を受けた対象者はどのぐらいいるのかお伺ひいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 子宮頸がんの予防接種を受けた方についてなのですが、平成26、27、28年度には接種者が1名、平成29年度から令和元年度までは接種者はゼロでした。今年度、令和2年度には12名の方の申込みがありました。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 今の答弁、0人から12人と、こういう数字になっているわけですが、やはり国のほうが積極的勧奨の中止を解いていないがための数値なのかなと思っておりますが、子宮頸がんのワクチンを受けていなかったがゆえの悲しい事例がありますので、ちょっと紹介したいと思うのですが、今年1月8日付の新聞報道ですが、国立がん研究センターの記事が掲載されておりました。母親の子宮頸がんの細胞が出産時に移行し、赤ちゃんが肺がんを発症した例が2例見つかったと、世界初の例として発表されたということでありまして。がん研究センターでは、赤ちゃんが生まれて初めて泣いたときに、母親のがん細胞が混じった羊水を吸い込み、肺に広がったと、このように見ているわけでありまして。そして、母親2人は出産後や出産時に子宮頸がんと診断され、その後死亡したということでありまして。同センターでは、極めて珍しい事例であるが、検診や予防接種による子宮頸がんの予防が重要であると、このように訴えております。

子宮頸がんは、男性から女性に感染するウイルスが原因となって発症するがんと言われております。ですので、接種を希望する小学校6年生から高校1年の女子は、定期接種として全額公費負担で接種を受けることが可能でありますので、ワクチン接種を受ける受けないは別として、接種の機

会を逃してしまうようなことがないよう、対象者については子宮頸がんワクチンの正しい情報を提供することは大変重要であると考えておりますけれども、対象者への正しい情報提供について、町のご見解をお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 情報提供についてなのですが、町のホームページ、広報紙以外に中学生の保護者を対象に子宮頸がん予防ワクチン、こちらは定期接種として予防接種が受けられるというこの通知を学校を通して配布しております。ただ、あくまでも接種を積極的に勧める案内は控えている状況で、接種自体を妨げるものではないのですが、このワクチンを受ける受けないは別として、接種の機会を逃してしまうことがないように、対象者に対して子宮頸がんワクチンの正しい情報を提供することというのは重要だと考えております。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。ただいま邑楽町は正しい情報を提供しているということで、安心いたしました。

それから、もう一つなのですが、このワクチンは3回接種するための費用です。対象者1人に対しまして約5万円を国が予算化しているところでありますので、接種の権利がなくなる高校1年生の女子については、特に接種の可否を判断するための最新情報、そういった最新情報とともに助成期間の終了のお知らせ、権利の失効通知を届けるべきではないかと考えますけれども、権利の失効通知についてお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 権利の失効通知に関してですが、今年度につきましても高校1年生相当年齢者に個別通知を発送しております。定期接種として予防接種が受けられる旨の通知を発送する際に、「小学校6年生から高校1年生相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」ということで同封している接種の助成期間、こちらが高校1年生相当になる年度の3月31日までですということと、全3回の接種完了までには約6か月の期間がかかることなどを明記して対象者にはお知らせを出しております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。

それから、9価ワクチンについてですが、ある婦人の方が娘の子宮頸がんワクチン接種について相談したところ、9価ワクチンを勧められたそうです。今現在は、2価と4価のワクチンは無料で接種できることになっておりますが、9価ワクチンについては接種費用として約10万円ほど

かかると言われたそうでもあります。この9価ワクチンへの接種が可能になることによって、さらに接種希望者が増える可能性が期待できると、このように思っておりますが、この9価ワクチンの定期接種への見通しについてお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの9価ワクチンに関しましては、まだ令和2年7月に販売承認をされて、令和3年2月から販売開始となっている新しいもので、まだ実績等が少ないということになっております。また、流通が多くなって安全性の確認ができれば定期接種になる可能性というものもあるかとは思いますが、まだ今のところ、この定期接種に使用できるようになるまでには時間がかかってくると思われまますので、助成ということに関しましては、国による安全性等の確認の状況を見ながら熟慮が必要になってくるかと思われまます。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 そうですね。まだこれからだと思っておりますけれども、このワクチンについてはがんの原因の約9割程度が予防できると、このように言われておりますので、医師の方も約6割の方が9価ワクチンを定期接種に追加すべきであると、このように回答しているところであります。しかし、9価ワクチンというのは定期接種に使用できるようになるまでは、今言ったように、課長の答弁がありましたけれども、時間がかかると思っております。

その間、町はどうするかということなのではございますけれども、子育て支援の一環として、私は邑楽町の子供たちの命を守るという観点から、たとえ少しでも助成していただきたい。助成ができるように検討していただけないかということをお伺いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 安全性が確認されるまでの間ということではございますが、先ほど課長のほうから答弁を申し上げましたけれども、助成については十分熟慮が必要だということではございますので、そのようにお答えをいたしたいと思っております。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 熟慮が必要、分かります。でも、やっぱりがんの原因の約9割減れば予防できますので、そういうふうに医者の方も言っておりますので、9価ワクチンを活用したい方も多いと思っておりますので、他の自治体に先駆けて助成を検討していただきたいことを要望いたしますので、よろしく申し上げます。

次に、2番目として乳がん検診についてお尋ねいたします。乳がんは、女性が最もかかりやすいがんで、生涯に乳がんを患う日本人の女性は11人に1人とされておりまます。国内では、毎年新た

に約9万人の方が乳がんと診断され、年間約1万3,000の方が亡くなっているということであり
ます。先ほどの答弁では、本町の乳がん検診受診率は12.6%になっているということでありま
すけれども、国は第3期がん対策推進計画の中で、自治体が行う全てのがん種において、がん
検診の受診率の目標値を50%に、そして要検査とされた人の精密検査受診率の目標値を90%
に設定されています。そこで、乳がん検診を受診された方のうち、精密検査が必要と判定さ
れた人数と、その中で精密検査を受診された人数をお聞かせください。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 精密検査が必要だというふうに判定された方なのですが、平成30
年度では要精密検査者36人で、受診した方36人、100%。令和元年度につきましても、31
人の方が検査が必要というふうなことで、31人、100%の方が受診をしております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。100%ということで、大変すばらしいと思
います。まさに職員、スタッフの皆様が積極的に受診勧奨を進められている、そういう成果
であるかなと思いますので、大変評価いたします。これからも積極的に勧奨を行って
いただくよう、よろしくお願いいたします。

それから、実施頻度についてですけれども、実施頻度については平成29年3月議
会で検診機会を増やすことは早期発見につながりますと、2年に1度の検査に限らず、
毎年検査を受けられるようにすることができないかと、このようにお伺いいたしまし
た。そのときの答弁では、「希望者には毎年乳がん検診を受診できるよう検討も進
めているところですが、いざ実際に毎年の検診となりますと受診者が約2倍の人数
となり、現状では検診車や技師の確保が難しい状況になるなど、クリアすることが
残されております」というようなご答弁をいただきました。その後どのようにな
ったのかお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 町の乳がん検診なのですが、国の指針どおりに2年に1回
というふうな体制で行っております。ただ、検診が2年間空くことがないように、
検診を忘れた翌年には受診をできるというような体制を取っております。また、
クーポン対象年齢45歳、55歳の方に関しては、3年連続して検診が受けられる
ということにはなっております。

毎年乳がん検診を受診できるようにということで検討もいたしましたけれども、
国や県でも有効な検診、科学的根拠に基づくがん検診が推奨されているということ
もあります。乳がん検診につきましては、こちらで2年に1度というふうにな
されておりますので、今のところこの国の指針が変わ

らない限り、毎年の検診は困難だと考えます。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 そうなのですけれども、国の指針が変わらない限りは毎年の検診は困難ですと答弁をいただいたわけでありますけれども、もう一回私はお聞きしたいと思っているのですけれども、また紹介したいと思うのですけれども、東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授は、次のようにおっしゃっているのです。「1つのがん細胞が検診で発見できる1センチ大となるまでに要する時間は10年から30年と言われ、その1センチの病巣、つまり病に侵されている箇所が2センチになるのに2年弱しかかからない。このまま受診を控え続ければ、例年なら毎年やっている検診で見つかったはずの早期がんが放置され、多くの人の体内で1年から2年かけて進行がん成長していくことになる」と、このようにおっしゃっているのです。

また、ちょっと皆さんに表を配付しましたので見ていただきたいのですけれども、これは国立がん研究センターの統計なのですけれども、これを見ますと30代後半から乳がんの罹患者がぐんと上がるのです。さらに40代、50代になると、こんなに高くなってしまいうわけです。でも、そういうふうに高くなるものですから、やはりやむを得ない理由で検診を受けられない方もいたかもしれません。しかし、今の受診体制では、やっぱり1回逃すと3年空くことになるわけです。そういった意味では、やはり私も町の皆さんの声を聞く中で、婦人の方から毎年受けられないかと、こういう相談を多くいただいておりますので、ぜひ2年に1度ではなくて毎年受けられるような、そういった検査を受けられるようにできないか、もう一度伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 検診につきましては、大変申し訳ないのですけれども、今の国の指針どおり2年に1回ということになってしまいかと思います。ただ、町としては検診を忘れた翌年、こちらでは受診ができる体制を取っておりますので、受診を忘れてしまった次の年も受診ができるということに対する周知を行っていくことによりまして、最低2年に1回は検診を受けていただけるように努めていければと思っております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 分かりました。

それから、判定通知の方法についてでありますけれども、日本の女性に多いと言われているのですけれども、乳腺濃度が濃い高濃度乳房は、マンモグラフィーでは乳房全体が白く写り、腫瘍のしこりも白く写るため、がんであっても見つけにくいと言われております。国は、自治体に要精密検査か、異状なしかのいずれかで結果を伝えるよう定めているようであります。ですので、多くの自

治体が高濃度乳房でがんの見分けがつきにくい場合でも、国が示す形式に従って、異常なしと受診者に周知されています。異常なしということだけで周知して、見えにくいとは知らせていないということでもあります。ですので、乳がん検診の結果を受診者に通知する際には、異常なしではなく、高濃度乳房であるとか、判別困難であるとか、そういったことを知らせるような、そういうよりよい通知の方法を検討すべきではないかと考えますけれども、本町の考え方を伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの判定通知の方法なのですが、現在のところ乳がん検診のマンモグラフィー検査につきましては、群馬県の健康づくり財団というところに委託をして実施しております。この結果判定につきましては、乳がん専門の読影医師、こちらが判定し、通知しております。こちら財団のほうにも確認したのですが、高濃度乳房であっても何も異常がなければ、異常なしの判定、高濃度が不均一等で精密検査が必要であれば、要精密検査という判定を出しているということでございます。こちらの判定につきましても、専門医師が2名による二重読影で実施し、必要に応じて過去のフィルム等の比較読影も実施をしているということになっております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 そう言われますけれども、そういう答弁でありますけれども、繰り返になりますけれども、やはり今現在9万人の方が毎年乳がんにかかって、1万3,000の方が亡くなっているというのが現実であります。それは、やはりマンモグラフィーの検査のみでは、高濃度乳房の場合は異常の有無を完全に判定することは難しいということでもあります。

そういった中で、乳がん検診の精度を高めるためマンモグラフィーとも併用しながら高い効果を上げている超音波検査、エコー検査と言われておりますけれども、まさにこのマンモグラフィーの弱点を補うのがエコー検査であるというふうに思っているのですが、そう言われております。ですので、実際このマンモグラフィー検査だけでは乳がんの早期発見につながらないということになってくるわけですが、ですのでやっぱり超音波検査を導入して、マンモグラフィーの検査を併用させることによって精度が上がるのではないかと、そう高めていく、乳がんの早期発見に努める、そういった自治体も多くありますので、ぜひ先ほどもお話ししましたが、30代、40代の乳がん検診で乳がん早期発見のために超音波が最適ではないかなと、このように考えておりますけれども、町の考え方を伺いたいと思います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 超音波検査というお話でしたけれども、今国の指針、こちらでは乳がん検診は原則マンモグラフィー検診ということになっております。科学的にも有効であるということの

証明もあります。ただ乳がんに関しましては40歳代後半から50歳代前にピークを迎えまして、マンモグラフィー検診は手で触ることのできないしこりを発見できるという利点がありますけれども、若い女性に関しましては乳腺濃度が高くて、がんと乳腺の区別がつきにくく、マンモグラフィー検診が不向きということもありますし、また妊娠中や授乳中の女性は受診ができないということ、あと検査による痛み等はあまりないものの、被曝の心配などの不利益というものも確かにあるかと思われまます。ただ、超音波検査、こちらの検診での有効性の確認の確立がまだされていないということと、あと町の乳がん検診での併用は難しい、今現在では難しいかとは思われるのですけれども、40歳未満の若い女性の方で近親者に乳がんの方がいるなどの場合には、個別受診の勧奨をすることに関しましては可能かと思われまます。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 分かりました。

次に行きます。それから、自己検診用グローブの配布についてお伺いいたします。乳がんは、他のがんに比べて自分で気づきやすい病気であり、自分でセルフチェック、要するに自己検診を行うことで異常を発見することができる唯一のがんでもあります。その異常を発見できるのが、自己検診用グローブです。この自己検診用グローブは、肌に密着しやすい素材でできていまして、素手で触診するよりも指先の感覚がより敏感になって、髪の毛1本でもその凹凸が、僅かな凹凸まで、素手で分かりにくい小さなしこりも見つけやすいようであります。日本の乳がん学会では、二十歳を過ぎれば月1回の自己検診を勧めております。乳がんは、早期発見することで治癒率は約90%、このように言われております。20代で検診の機会がない方、あるいは育児や日々の生活で時間が取れない方が自分の身を守るため、きっかけづくりのためにも、ぜひ自己検診用のグローブを配布していただきたいと考えておりますが、町の考え方を伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 乳がんに関しましては、他のがんに比べて自分で気づきやすい病気ということもありますので、自己検診に関する普及啓発というのが重要になってくるかと思ひます。こちらは乳がん検診の受診者につきましては、自己検診法のリーフレットを配布しております。また、検診時の待合室に視触診モデルを置いたり、あと自己検診法についてのDVDを流すなどして普及啓発に努めております。令和3年度につきましては、乳がん予防の普及啓発についての健康教育の実施も予定をしております。自己検診用のグローブの配布や助成費用等の予算措置というものについては、今のところ行っておりません。近隣の市町村、県内でも配布をしているという話は今のところ耳にはしておりません。ただ、自己検診法の普及や無料クーポン券の配布等の充実で、早期発見や早期治療に結びつけられるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 近隣市町でも配布をされていないというお話ですけれども、だからこそ、その思いで質問させていただいているのですけれども、これは町長に伺いますけれども、がんが小さいうちに発見できれば、女性にとって大切な乳房を温存できます。そのために、日頃からのセルフチェック、自己検診や定期検診が何よりも大切だと、このように思っております。乳がん検診の検診年齢を迎えた女性に検診用グローブを配布したところ、乳がん検診の受診率が1.8倍に増加したという、そういう結果が出た自治体もありますので、家庭での習慣的な自己検診が、ひいては乳がん検診の受診率向上にも期待できると考えますが、自己検診用グローブの配布について、町長のお考えをお伺いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 自己検診用のグローブについての効果というのは、議員のただいまご意見の中にありましたけれども、そういったことも一つの考え方かもしれませんが、やはり自己検診法の普及、グローブを使用しないで自ら自己検診法を普及させるということと併せて無料クーポン券も出ておりますので、それらを有効に使っていただいて、そしてこの乳がんに対しての治療、あるいは発症を防ぐということにつなげていただければというふうに思っておりますので、そのグローブについての補助ということについては考えておりません。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 町長の答弁は残念なのですけれども、グローブの配布や助成については考えておりませんというご答弁をいただいたのですけれども、私は婦人の、あるいは女性の小さな声を吸い上げて、その代弁者として、ピンクリボンではありませんけれども、ピンク色の柄のついたネクタイをしてきました。その女性の思いを込めて、このネクタイを締めながらこの場に立っております。町長の答弁を聞きますと、ご婦人の小さな声を打ち消すような答弁だったかなと思っております。私は、乳がんの早期発見のために、定期的に受ける定期検診と、そして日頃から自分で行う自己検診を組み合わせることで、そういったことが何よりも重要ではないかなと思っておりますので、この乳がんグローブ、自己検診用グローブを配布していただくことを要望しておきます。

これまでは、がんにかからないように予防について質問をさせていただきました。次に、がん罹患した場合のケアということで、(3)としまして、がん治療に伴うアピランスケアについてお尋ねいたします。第3期がん対策推進基本計画の中には、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築が掲げられ、アピランスケアへの配慮が明記されました。アピランスケアとは、広く外見を示す言葉で、がんになれば当然手術、抗がん剤、放射線などのがん治療を行います、そのがん

治療によって、傷跡、脱毛、皮膚や爪の変化など、患者の体の様々な外形に変化が現れます。その外見の変化に対して、患者の悩みに寄り添い支援することをアピランスケアと呼ばれております。アピランスケアに必要な医療用ウィッグ、いわゆるかつらや、胸部補整具の購入について補助する自治体が増えておりますが、本町ではこのアピランスケアについてどのように考えているかお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 がん治療を受けている方にとって、病と闘うのには精神的、経済的な負担が大きく、抗がん剤の副作用で髪が抜けるということも大きな負担だと考えられます。こうした状況を受けて、抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛や、手術などにより外見の変化に悩む患者向けに、医療ウィッグや胸部補整具の購入代金の助成を始めている自治体もあるということは承知はしております。経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上、就労などの社会生活を支援するためには有効かと考えております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。

町長に伺いますけれども、医療技術が進歩いたしまして、がん患者の5年生存率も年々上昇して大きく伸びているということでもありますけれども、生存率の向上に伴って、今は仕事をしながら治療のため通院している患者が全国で約32万人と言われております。治療法も長期入院から通院治療へと変わってきている。そういう中で、治療と仕事の両立、がんとの共生を実現するために、がん患者に対する精神的、それから経済的ケアが必要であります。今自治体によっては、今言った医療用ウィッグ、かつらです、胸部補整具の助成に取り組んでいるところ、いないところありますけれども、それについては財政力の違いというものもあると思いますが、やはり患者のご苦勞に寄り添えるかどうか、そういったところの違いではないかなと思っておりますので、少しでもいいのです。少しでも助成があれば助かるのではないかと思いますので、助成について町長のお考えをお伺いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 がん治療に伴うところのアピランスケアということのお尋ねですけれども、確かに議員が言われますように、療養の生活を送っている方、あるいは就労、お勤めなどを行っている方々の社会生活を支援するという点については、今課長のほうからも有効な考え方でしょうというふうな答弁もさせていただきました。今後、十分この点について研究をする中で検討していければというふうに思っておりますので、きちっとしたご答弁になりませんが、ちょっと勉強させ

ていただきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 しっかり研究、検討していただきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一つ町長にお聞きしますけれども、若年がん患者在宅療養費助成についてお尋ねをいたします。隣町の大泉町、それから千代田町では、介護保険の適用外となる若年末期がん患者を支援するため、在宅に係る費用を助成する事業を始めました。これは、自宅で最期を迎えたい、そう考える患者の経済的負担や家族の介護負担の軽減につなげるという大変すばらしい事業であります。本町としても、この若年がん患者在宅療養費の助成について検討していただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 若年がん患者の方が在宅で療養されていると、大変なこれは状況だと私も思います。また、その方を支えている方々にとっても同じような、それ以上の負担といたしますか、大変さがあるかと思えます。そういった若年での患者の方が何人ほどおられるとか、いろいろ調査をした上でないと、これまたお金、財政的な問題もありますので、他の2つの町、先駆けて実施をしているということは私も承知をしております。担当のほうに十分その辺も調査をさせた中で検討させていただければと、このように思います。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。幾らか私も明るくなりました。本当にありがとうございます。

では、次に（４）として、がん教育についてお尋ねをいたします。がん教育の実施状況なのですが、これもがん対策推進基本計画の中で、がん教育の必要性が指摘され、子供に対しては健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識を持つよう教育することが目的とあります。がんは国民病とも言われる現状において、がん教育の取り組みが重要であります。新学習指導要領にも、がん教育の実施が明記され、全国的に動き出しております。そこで、本町の小中学校における現時点でのがん教育の実施状況についてお伺いいたします。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 議員のおっしゃるように、学習指導要領の保健体育分野におきまして、生活習慣病などの予防の中に、がんの予防について記載をされております。現在町内の小学校では、6年生の保健体育、中学校では3年生の保健体育におきまして、それぞれ生活習慣病の予防の中で

がん教育を実施しております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。また、第3期がん対策推進基本計画の中には、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるということがうたわれております。私は、児童生徒へのがん教育のポイントは、外部講師としての医師やがん経験者の方々のお力が必要だと考えております。というのは、日々の命を預かっている医療従事者やがんと向き合った経験者が、専門知識や命の大切さ、家族の支えなどを子供たちに直接話すこと、語りかけることによって、その感動はまた家族へ、親へと伝わっていき、そして家族が検診を受けようという、受診率向上へとつながっていくのではないかと、このように思っております。

実は、古い話で恐縮なのですが、6年前、私が2期目のときだったと思うのですが、このような話をしたことがあるのですが、当時同僚議員が、「俺も孫から、じいちゃん、たばこはやめたほうがいいよ」と、こういうふうに言われて、その同僚議員はすぐやめたそうでありました。「やはり子供や女房から言われるよりも、孫から言われるのは非常にこたえたよ」と。だから、やっぱり孫が学校で教わってきたことが、たばこをやめたことにつながったと、このような話をされていました。やはり効果的な学習のためには、医療従事者やがん経験者の方などを外部講師として招き、がん教育を行っていただきたいと考えておりますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 現在、小中学校でがん教育を実施しておりますが、外部講師については現在活用しておりません。その活用につきましては、今後教育長と十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ぜひ検討していただきたいと思いますが、最後に教育長に、このがん教育、また外部講師の招聘についても今後しっかりと進めていただきたいと思っておりますので、教育長の熱い思いを伺いたいと思います。

○神谷長平議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 がん教育について取り上げていただきまして、ありがとうございます。私自身も大変勉強になりました。

がん教育につきましては、文部科学省からもやれということで、各自治体、教育委員会をご指名

しまして、群馬県でもやっているところがあります。近くにおいては、みどり市が最近やったということで、高校生、中学校、それから小学校ということで、3校併せてやっております。内容につきましては、がんに対する正しい理解、がん患者に対する認識及び命の大切さに対する理解を深める、系統的ながん教育の推進ということで実施されております。邑楽町が指定されれば、これは当然やらなくてはいけないということでやっていくわけなのですが、そういった機会があれば講師の費用なんかも十分に取っていただけるということで、できるのではないかなというふうに思っております。

また、先ほど子供からじいちゃんに、またお父さんということで、そういうふうなことを植えつけられれば、子供から家庭のほうにがん検診は受けるのだよという大事なメッセージにもなるかと思しますので、この辺は進めていきたいかなというふうに思っております。

また、命の大切さということで、邑楽南中学校の例ですけれども、医師会に頼みまして、こちらに講師に来てくださる先生はいろいろビデオの写真ですか、そういうものを見せていただく中で、がんに触れております。こういった内容でかかる場合もあるということで、そういったものを見た生徒は非常にショッキングでもありますけれども、そういう検診の大切さというのは重々理解できているかなというふうに思います。また、保健の授業がちょっとありましたけれども、がんだけではなく、薬物、それから3大疾病、脳のほう、それから心臓、そういう面もいろいろ、たばこの害とか薬物の害とか、それからそういうものを防ぐにはバランスのいい食事、そして休養、睡眠、そういうものも非常に大事だと。ストレスをためてはいけないというようなことも勉強しておりますので、がん教育に限らず、健康面につきましては、学校で十分取り上げてやっていきたいかなというふうに考えております。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○神谷長平議長 暫時休憩いたします。

〔午後 零時06分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 大 野 貞 夫 議 員

○神谷長平議長 13番、大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 議席番号13番、大野貞夫です。本日は、くしくも10年前、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録して、2万2,000人と言われている以上の方が死亡、行方不明になった

東日本大震災が発生した日であります。そして、今なお4万人以上が避難を強いられ、東北の復興に終わりは見えておりません。そして今、私たち世代が経験したことのない新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミック、こういう状態を強いられておるわけです。私は、これらの中で貴い生命を奪われた人々に対し、心からのご冥福と哀悼の意をささげるとともに、一日も早く終息の日が来ることを願っております。

さて、私の今日の質問は、通告してありますように現在の邑楽町環境保全条例の見直しということで質問をさせていただきます。まず初めに、町長にお伺いをいたしますが、邑楽町の第六次総合計画、これが後期に入ったわけですが、この中の一つとして快適な生活環境の創造という項目があります。目的として、日常生活及び産業活動からの公害発生を防止して、快適で美しい生活環境及び自然環境が守られる町とすると、こういうことがうたわれておりますが、まずこの点についての金子町長の見解をお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 目的については、今議員のほうから詳細にわたりましてご質問ありました。私は、町民の皆さんが安心して、そして安全に生活ができるような、そういった町が、また町民皆さんの協力をいただいて作り上げていくということが一番求められていることでもありますし、しいては第六次総合計画の後期基本計画の中にも、町民の皆さんが快適に生活ができるような環境を保全する、守っていくということに尽きるわけでございますので、そのような考え方で私はこれからは全て行政執行を行っていくと、そのように考えております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 町長がまさにふだんから言われている、町の環境問題、その考え方の表れだと思いますが、私がなぜこのことを聞いたかといいますと、町長も覚えていると思うのですが、そのきっかけは今から2年半前、平成30年9月議会で取り上げた、例の10区の五料地区における旧パチンコ店跡地に進出しようとしたパーム油使用による発電計画でした。これはよくご承知のことだと思いますが、これらはその後、地元の居住者や、それから区長をはじめとした粘り強い反対運動によって、現在は小康状態になっております。この発電計画は、隣の千代田町新福寺にも同様の計画がありまして、これも地元住民の反対運動があり、現在邑楽町同様に小康状態になっております。

ところが、この発電計画、これは実は全国的に展開しておりまして、京都府福知山市というところがあります。これは2016年に始まりまして、事業者側と住民との間で約束事項を明記した協定書を、その翌年の6月に締結をしたわけです。当時、地元の新聞も日本国内初のパーム油発電として取り上げて、その会社の社長の発言を掲載しております。これによりまして、杉本社長いわく、「環境に配慮しながら、小さい土地と設備で大きな効果が期待できる初めての試みで、ここを実験場としてさらなる改良へとつなげていきたい」と話す。「今後は自社施設の増加とともに、他社のパー

ム油発電事業参入のコンサルタント業にも取り組み、普及率アップを目指す」と発言をしております。ところが、その後事業が始まったわけですが、まさにそこから悪夢、これが始まったわけです。窒素酸化物、これを含む黒煙が排出をされて、周辺住民が目の痛みや吐き気、頭痛に襲われ、夜間の騒音や低周波で睡眠障害を起こす人も出てくる。少なくとも、このうちの4軒が転出を余儀なくされると、こういう状態にまでなったわけです。当時、国は安心安全神話によって語られた原子力発電が、この大震災によって、そうではない現実にはさらされたわけです。そこから、日本のエネルギー政策を大きく転換するという方向に傾いていったと。そして、自然エネルギーに向けた政策を取り始めたわけです。

私は、原発というものはやはりなくしていくという考え方で私もおりますので、この政策の転換するということについては、自然エネルギーを取り込んで、そこから新たな電力政策に変えていくということについては、共感はするところではありますが、要するに水力とか風力、太陽光、地熱、バイオマス、こういうものになるわけです。私は、バイオマスエネルギー事業を全て否定するものではありません。ただ、パーム油は食品や化粧品などにも使用しておりますので、その限りではありませんが、欧米諸国ではこれを燃焼させることによって出る弊害、また森林伐採による自然破壊が大変心配されているという状況です。日本政府のパーム油によるバイオマス発電の固定価格買取制度、FITとありますが、これも国は認定をしているわけです。これも、やはり問題だというふうに思います。

それで、現在この福知山市における操業については、この間地元反対運動の代表者である三谷義臣さんという方がおるのですが、この方が昨年11月21日、はるばる京都から出てこられて、邑楽町にも来庁しました。そして、庁舎内において三谷さんが持ち込んだ動画を見ながら、現地の実態を詳しく説明をされたわけです。そのとき、半田副町長をはじめ関係する何人かの課長も同席をされ、その説明を受けたわけですが、当日はそれが終わってから、千代田町、それから邑楽町の五料地区、ここも現地調査をいたしまして、そしてその席には現職の国会議員の方、それから県議会議員、それから千代田町、邑楽町の町議会議員も参加をしまして、そういう行動も行いました。三谷さんたちは、地元の選出されている国会議員、笹川事務所、それから長谷川事務所にもこの要請運動を行ったわけです。そういう事実があって、はるばる京都から出られてきた三谷義臣さんが代表となっている、この地域での大変長期間にわたる大変ご苦労された反対運動で、現在は操業停止になっております。操業停止に追い込んだのです。その隣に舞鶴市というのがあるのですが、そこでも予定されていた大手の造船企業によるパーム油発電計画も、この福知山市による教訓から撤退をするということになっております。

邑楽町に話を戻したいと思います。今町内では、皆さんもご承知だと思うのですが、至るところに太陽光発電の施設が大変多く見られます。そこで伺いますが、今町内には一般住宅を除いて、いわゆる設置箇所、これが何か所ぐらいあるのか。これお分かりでしたら、ご説明をお願いしたい

と思います。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

町が太陽光発電の設置に関して直接許可はしていないので、正確な数字ではございませんが、10年前の3.11大震災の後、平成24年度以降、太陽光発電設備の設置用地として農業委員会に提出された農地法許可申請及び届出が43件、都市建設課に提出された土地開発事業事前協議の申請が62件、合計105件であります。面積や地目の関係で両申請を経ないケースもございますので、設置箇所は105件プラスアルファだと思われます。

以上です。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 ありがとうございます。今の報告でいきますと、これが届出確認をしていると思われるところの箇所数でいくと105か所。皆さん、どうですか。見て、私はこれの数倍あるのではないかと思うのです。ご存じのように、この太陽光の設置については、いわゆる1,000平方メートルですか、それ以上の場合は届けをしなければならないということになっているようですが、それ以下の場合については何ら規制がないわけです。ですから、業者はやはり町内の遊休地や、今農地も非常に遊んでいる、そういう場所がいっぱいあるわけです。それから、要するに昔の家というのは代々続いた、何とか高齡化が進んでくる、若い人たちは外へどんどん働きに出ていくと。そういう中で、屋敷が非常に広い。その中で、屋敷の中に庭先に太陽光の発電施設を造るというようなことの中で、何ら規制がないものですから、どんどん造られているわけです、今これは。もちろん土地の所有者にしてみれば、特に農業問題なんか考えてみると、昔は家族農業で十分やっていたと。何とか苦しいながらも十分やっていた。そういう生活ががらりと変わってきて、今言ったように高齡化が進んでいく中で担い手も少なくなる。その土地の利用価値を当然考えるわけですから、そこに業者は目をつけるというか、言葉は悪いですけども、そういう中で、今どんどん増えているのではないかと思うのです。これは実際に調べてみる必要が本当はあるのだと思うのですが、この105か所の私は数倍あるのではないかというふうに思うのです。

個人的に屋根に載せている分については、私はそれほど問題にはならないと思うのですが、いわゆるこういう場所が至るところにあるということが、今後、やはり今既にいろんな近所に住む住民や何かから苦情がたくさん寄せられております。非常にまぶしいとか、あるいは夏場の非常に温度が高いわけですから、高温になる、温度が上がる、景観もあまりよくない。いろんな理由で弊害がいっぱい出てきていることは事実なのです。

私が一番心配しているのは、それもそうなのですが、この後をどうするのかと。昔は、これ造るときには耐用年数というか、50年、60年もつのだよというようなことも言われた時期がありました

が、実際にはそんなにもたない。20年、30年もつかどうか。それで、当時は設置されたときは支える下のアングルというのですか、足場ですよ、非常に簡単にやっていたわけですね。ところが、その後、台風とかあるいは竜巻によって大きな被害が出たというのが全国的に出たものですから、今のご承知の、見ていただくと分かりますが、足場はコンクリでがっちり固めた状況の中で今造られております、どこも。これが管理をしている間はいいのですが、管理をし切れなくなった場合に、私はすごく心配します、その後。言うなれば、今空き家の問題で非常にいろいろ弊害も出ていますけれども、これと同じような状況が太陽光にも出てくるのではないかと気がいたします。そういう点について規制がないものですから、どんどん造られていく。何らかの形で、何かそこに歯止めがかけられるようなものをやっぱり考えていかなければならないのではないかと。これは、県の条例にもないのです。

それで、今全国各地でメガソーラーといって広大な場所にこれが造られることによって、周りの住民からの訴訟も出ているというようなことが言われております。今朝の上毛新聞だったかな、群馬県は日本で6番目だそうです、この太陽光発電の設置数が。というのは、日照時間が群馬県は意外と長いのです。そういう点で、業者がそこにどんどん進出してくる下地があるということだと思います。そういうことをちょっと見た場合に、町長もずっと見ていてそのように感じられていると思うのですが、町長の感想でもいいですから、述べてください。お願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 太陽光の問題については、確かに議員が言われるような懸念といいますか、心配は私もいたしております。ただ、その規制の問題も出ましたけれども、この再生可能エネルギーの問題については、県のお話も今出ましたが、国のほうの経済産業省の資源エネルギー庁のほうで、そういったことについての必要性を認めた中で、ある意味、県あるいは規制ということがない中で設置をされているということについては、私も大変憂えているところがあります。したがって、将来的なことも今ご意見の中でありましたけれども、これらも当然その時期になって、何年、何十年先になるかちょっと分かりませんが、そういった憂いというのは私は出てくるのかなというふうに思っております。

しかし、それをどう規制といいますか、歯止めをかけていくかということになりますと、大変法的な問題もありまして、正直私自身その問題について、特にこうだという考えは持ち合わせておりませんが、いずれのそう長い、遠い先にならないうちにそういった問題が、もちろん住民の皆さんのやっぱりいろんな問題での反対運動といいますか、そういうことが現実的なものになって、法律等も立案されていくのではないかとこのように思っております、私の感想としては、そういった心配ということについては議員と同感でございます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 いわゆる太陽光によってエネルギーを得て電力に、原発に代わってやっていくということは、私は先ほど申し上げましたように決して反対ではありませんし、やっぱり有効に活用してやっていくべきだというふうに思います。ただ、今言ったように、それによってそこに住んでいる人たち住民の生活が脅かされるということについては、やはり何らかの歯止めなり規制をしていく、こういうものは当然必要になってくるのではないかというふうに思います。

それからもう一点は、これは同僚議員の塩井議員からも、前に質問の中にあっただと思うのですが、いわゆる産業廃棄物ですか、至るところにこれも目隠し状態になって、中に何が持ち込まれているのか、何をやっているか分からないような状況、こういう場所がやっぱり最近非常に多くなってきています。これはどうなのですか。産業廃棄物として特定していいのかどうかちょっと分かりませんが、この設置箇所についても確認はされておられるのか。その場所数がありましたら、それを説明してください。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

資材置場やストック場、その中の資材等が老朽化していたり、またヤードや囲いを立てて、その中で様々なものを収集していたりする場所につきましては、私どもの係で把握、確認しているのは、おおよそではございますが、25か所ほどであります。

以上です。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 このいわゆる設置場所、産廃ですか、この設置場所、これも特に長柄地区に多いように見受けられますが、これもやっぱり近隣の住民から、私のところにもいろいろ心配の声が届いております。ある日突然、家の裏の畑に何か業者が来て掘削を始めた。何ができるのだろうかということ、現地のやっている、機械を操作している人に聞いたならば、ここに残土とか、そういうものを埋めるというような話の中で、そのうち周りに遮蔽物ができて、それで非常に心配になった。たまたまその方は、これ前にもちょっと例で話したと思うのですが、自家水を使っているのです、水道。それが汚染されるのではないかと、何が運ばれるか分からない。そういうようなこととか、あるいは場所を特定して名前を言うのはちょっと差し支えあると思うので、高島地区にも大きなそういう場所があります。時々臭いとか、それから騒音とか、そういうことがあるのだよという話が入ってきます。

それから、いわゆる今後のまちづくりの観点からいっても、例えば景観、ものの見た目ですね。そういう景観にも関係してくるのかな、そういう点。騒音とか臭気、それからそのほかにも例えば食品会社、そこから出る臭気、上にダクトがついてありまして、一応臭気はそこから逃しているのですけれども、それが十分でないのだと思うのです。風向きによっては、朝からニンニクの臭いが

するとか、いろんなことで困ったものだという苦情も伺っております。ですから、いろいろな様々な業種が今邑楽町にも出てきていますので、様々なまた弊害がそれに伴って出てきていると、こういう状況に今なっているのではないかというふうに思うのです。

こういう中であって、今邑楽町にはそれを規制するようなものがあるのかというと、それは非常に、一応邑楽町環境保全条例、これがあります。この内容を見ますと、私が見た感じでは非常に緩やかな感じなので、要するにこれ紳士協定というような感じかなというふうに思います。それで、これができたのが昭和51年にできておりますので、もうかれこれ45年ぐらいたっていることとなります。この内容を見ますと、当時は工場が非常に盛んにできたというようなことから、どちらかというとその工場に対する条件といいますか、地下水の問題だとか、もちろん騒音とかいろいろあるわけですが、それに重きをなしたような条例の内容に感じられるのです、私は。

ただ、今言ったように今日起きている弊害というのは、比較的大きな会社、企業は割とちゃんとやっているというふうに思います。ただ、今言ったように小規模な事業をやっておられる、例えば鉄工所一つにしても、私の近所にもそういうところがありますから、非常に音がうるさいとか、そういうようなことで、この方は館林市のほうの工業団地のほうに引っ越しをされて、そこで今操業していますので、そういうこともなくなったのだけれども、その前はいろんなトラブルがあったのです、隣近所同士で。夜勤明けで帰ってきて寝ていられないとか、いろんなことがありました。そういう中で、そちらに越していったのですけれども、そういう点についての対策なんかも、これからやっぱり町として大きなところの対策も結構なのですが、そういう小規模でやっておられるところの事業も安心してやれるような環境を整えてやるということも、前に私は提案したことがあります。例えば小規模工業団地、そういうところを集約できるような、そういう工業団地を造る必要があるのではないかということで話したことがあるのですが、そういうことも含めて、今この邑楽町にある環境保全条例、これはもう時代にちょっと遅れているのではないかというふうに思うのですが、その辺についての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 昭和51年9月に制定されました邑楽町環境保全条例でありますけれども、この条例についてはご指摘がありましたように、工場、事業所等が町内に立地をされたときといいますか、に制定された条例ということになっておりまして、環境汚染防止に関する施策の基本的なものが、問題が目的として定められているわけでもありますが、その工場、事業所に起因する環境汚染を防止するための規制ということは、取りも直さず町民の健康の保護と快適な生活環境を守るところに、そしてそれを保全するということに尽きるわけでもありますが、昭和51年の制定ということでありますので、今の時代に合致するかどうかということになりますと、あるいは合致しないような工場、事業所等もあるかもしれません。しかし、この条例の中で事業者の守るべき責

任を明らかにしておりますし、人の健康または快適な暮らしを阻害するおそれのある物質等を工場から排出、あるいは発生、飛散をさせてはならないということになっております。

それでは、その環境の汚染物質とはどういうことを言うかといいますと、ちょっと申し上げたいと思いますが、1つは大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染または悪臭もしくは騒音、振動、地盤の沈下、地下水の枯渇、または廃棄物等によってということに細かく決められているわけでもあります。そういうことを考えますと、事業者の守るべき責任を明らかにしているということを考えますと、時代的には少し昭和51年ということですので経過はしておりますけれども、その内容を見たときには、必ずしもこの環境保全条例の見直しを図る必要性があるかないかということは、大変私も慎重にしていかなければならないというふうに思っております。と申しますのは、これは事業者の責任の問題、町民の皆さんの責任、責務の問題、そして当然ですが、町のほうでの責務の問題等がそれぞれ掲載されておまして、事業者が申請をするときに何か提出を怠った場合はということ、一例を挙げますと罰則の規定もあります。申請書等が違反をした場合には5万円以下の罰金にするとか、いろいろそういった罰則規定もありますので、問題は発生したときの状況をどう見極めるかということでもありますが、そしてこの条例の規則で細かく工場が設置する備品ですとか、いろいろ細かく掲載されておりますので、そういったことを補完をするということの中で、規則のほうで補完するという中で、この条例の性質、性格といいますか、条例が当然適用できるのではないかというふうに思っております。ただそうはいってもいろんな問題があったときには町のほうにも邑楽町環境審議会ということがありますので、そういった審議会の場でも意見を聞き、そして町民の皆さんからの意見も聞いた中で、制定する、あるいは見直しをする、検討を行うことも必要な場合が出てくるかなと、そんなふうに思っております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今の町長の説明は、町長なりの立場から今の現在の立場上、そういう答弁になるのだと思うのですが、非常にちょっと弱いです。必ずしも私は罰則ありきというふうには考えませんが、やはり環境保全条例という言葉そのものも、非常に緩やかな条例というような感じがするのです。大体今、昨日かな、いつかな、大泉町議会もやっていますよね。大泉町は今までなかったらしいのですが、環境基本条例が提出をされて恐らく通ると思うのですが、もう通ったのではないかと思うのですが、初めて大泉町も環境基本条例ができるということを伺っております。そういう点では、やはりそういうもう時期に来ているというふうに思うのです。今罰則の話が出ましたけれども、第21条、第13条第3項の規定による命令に違反したものは5万円以下の罰金、それから第22条では、次の各号のいずれかに該当するものは3万円以下の罰金。今どきのこの時代に5万円だ、3万円だなんていうのは、罰金払えばいいのではないかという話になってしまいます。もう全然こんなのは時代遅れもいいところ。だから、そういう観点に立つてすれば、やはり邑楽町は環境基本条例をこの辺でやっぱりつくっていく必要があると。一部町長も認めておられているわけ

ですよね、これはもう時代に沿わないのではないかと。そうではありませんか。何も返事がないようですから、私、証拠を示します。

平成30年9月議会で私が一般質問に取り上げたときに、私はこういう質問をしたのです。「そこに住んでいる人たちの住民の理解が得られなければ、その後の操業とか、そういうものに取りかかるのは難しいというふうに考えていいのですか」という私の質問に対して、町長はこのときに、「私としては、地域の住民の皆さんの安全で安心して生活ができるような環境はつくっていかねばいけなと、このように思っています」、幾分前向きな答弁をいただいたのです。その後、半年前です。昨年9月議会、これは塩井議員が質問したのです。何か産業廃棄物の件だったと思いますが、このときに、これ塩井議員にも了解を取っていますので、今ちょっと紹介しているのですが、塩井議員はこういうふうに言ったのです。「必要なのは環境条例、厳しい罰則規定もある、いろんな多岐にわたった規制を業者の方をお願いしていくことだと思う。今後としては、喫緊にそういう条例をつくる、取り組みをする意思があるかどうか、その辺について確認していきたいと思ひます。いかがですか」という質問をしたのです。そのとき山口安全安心課長の答弁が町長の前にありまして、山口安全安心課長がこのときに、「環境保全条例につきましては、もう40年以上たっているわけですから、現状とそぐわない部分が出てくるかと思ひますので、近隣市町の状況や最新の事例と照らし合わせるなど研究を進めていきたいと考えております」、こういう答弁を安全安心課長がしました。その後すぐ町長が答弁したわけですが、町長は答弁でこういうふうに言ったのです。「私からは、課長がお答えしたとおり、そのとおりということでお答えいたしますけれども、ただ今この環境保全条例が大変前につくられていたということがありますので、やはりその時々、その時代に適合した環境条例ということは、私は作成することが必要だというふうに思ひしております」、こう答えたのです。「産業廃棄物のお話もありましたけれども、そういったこと一つ一つを今の現状に合わせた中で、住民の皆さんが安心して生活ができるような環境をつくっていかねばいけなわけでありますので、早急に調査をさせて、そして研究をし、条例が必要だということになれば早速取り組んでいきたい、このように思ひます」、こういう答弁を町長は半年前にやったのです。

これは議事録から私抜粋してきたので、これは間違いない事実ですから、その前提に立ってみれば、やはり今がこの時期なのです、時期。今日明日つくれというふうに言っているわけではないのです。やっぱりある程度時期を決めて、大体このぐらいまでにはこういう骨子をつくるなり、このつくる場合にも一方的に町が独自にやるということも、これはなかなか大変だと思うのです。ですから、当然そこには町、それから住民、それからもちろん事業者、業者ももう重要な社会構成の大事な一員ですから、こういう人たちがやっぱり協議を重ねていく中で、そして最大公約数といひますか、いわゆる第六次総合計画の中にもうたわれているような、そういうまちをつくっていくという、そういう観点から皆さんで協議をすれば、私は必ずいいものができるのではないかとこのように思ひます。そういう観点に、ぜひ私は町長に立っていただきたい。町長もこういう考え方あるの

でしょう、こういう発言もされているのですから。そこにお金かかる問題ではないのです。これをつくることに予算を組んで、何がしかのお金をというのではなくて、やっぱりその協議を始める、まず。そこが私は大事だと思うので、その辺のことをやっぱり決断をしていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員の質問の中で求められたときに、かぶりを私振らなかったものですから、議員のほうでいろいろ過去の点を分かりやすく説明していただきました。私も先ほど申し上げましたけれども、これは全く見直しをしないということは申し上げておりません。その前段として、その事業活動によって環境汚染防止上、特に放置しがたい、あるいはそのおそれがあるということがあった場合にはということをお願いしたのですが、そういう状況をも踏まえて、邑楽町環境審議会という話し合いとか、あるわけですから、第三者機関が。そこで十分議論をしていくということの必要があるだろうということを申し上げたわけですし、この条例が制定されてから大変古いということにはなっておりますけれども、それはそれで私は合致する部分があるだろうということを申し上げたわけでありまして、決して時代錯誤的な考え方を私は思っておりませんので、それを申し上げたということ。

したがって、先ほどもちょっと申し上げましたが、この法律も条例もそうなのですけれども、何といっても地域の住民の皆さんがそのことについて大変な思いをしている、どうしたらいいだろうか。やっぱり住民の皆さん方の声というのは、大変大切にしていかななくてはならないということは申し上げるまでもないわけですが、そういった状況も踏まえた中で、私はいろいろ問題があると、その問題はどうかのだ、どういうことなのかのだということの具体的なことを十分こちらで把握した中で、この環境保全条例が大変遅れているということであれば、これは見直しの必要性ということは、そのように思っております。

それから、先ほど環境基本法、条例というお話がありましたけれども、国のほうも平成5年に環境基本法というような法律ができています。この町の環境保全条例よりも大変後にできた法律ですが、しかしこの環境を基本的に守っていく、守らなければならないということについての理念という考え方は、この邑楽町で以前つくったものと全く同じような状況でもありますので、そういう点を考えれば、この基本法、国でつくられた環境基本法と、うちのほうの邑楽町環境保全条例ということについては、当然また合っていなければならないわけですが、というのは対象になるのが町民の健康保護と快適な生活環境を守るという大きな目的があるわけですので、この点については十分検討させていただくと。また、そういった事例が発生しないような状況はつくっていかなければならないということは、以前この議会でお答えしたとおりについて、私は変わっておりませんので、そのような形でご理解いただければと、このように思います。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 町長、発生しないようなことにしていかなければならないとか、そのときはそのときに考えるとか、それでは駄目です。やっぱり事前にそういうものがきちんとあれば、出てくる事業者だってそれに対応したことを覚悟して決めて出てくるわけですから、それなりの設備なり、当然やると思うのです。だけれども、現実は今言ったように臭気の問題がどうか、騒音だとかということが実際に出ている。あるのですから、実際に。これは私だけではないと思うのです。いろんなそういう苦情を伺っているほかの議員の皆さんも、私はあるのではないかとと思うのです。だから、そういう現実、私が先ほどからずっと言っているのは、やはりきちっとしたものをする必要があるので。一般の住民や事業者もそうだけれども、それがあることによって、きちっとしたものがあることによって、町に対する信頼にもつながるのではないかというふうに思うのです。そこが非常に曖昧だから、常に何かあるといろんな問題が出てくる。首ひねっていますけれども、私はそう思うのです。

それで、私もちょっとこの問題についてはもう少し町長の前向きな答弁が今日は聞けるのかなと思って、実は楽しみにしていたのです。何か私の感想では、ちょっと後退です。この中身のこと、さっき私が言ったことは、町長が自ら言った言葉です。これからすると、今の説明は何か歯切れが悪い、私はそう思います。やっぱりもう少しきちっとした、一つ柱を持ってする必要が私はあるのではないかとと思うのです。どうですか。もう少し期限を、もう今日明日というのではなくて、いつも町長が答弁するときに、検討します、非常に時間のかかるその含みを持たせている発言が多いから、もう少し歯切れのいい答弁を私は期待したいのですけれども。

ちょっとでは方向を変えて質問をします。いわゆるこれからのまちづくり、第六次総合計画の中にも書かれているような、これも非常に何というか、実際にそれやろうとすると、いろんな壁や何かがあって大変なことは分かるのですが、一つの大きな指針を持って書かれているわけです、総合計画というのは。それを一つ一つクリアをしていく、当然そこには困難な作業もあるでしょうし、住民の理解を得られるためにはそれ相当の時間もかけてやる必要があると、これは分かります。しかし、一番その頂点に立つ町長の姿勢というものが問われるのではないかというふうに私は思うのです。そういう点では、今私が言ったような、もう少しきちんと納得させられるような答弁を私は求めたいのです。だから、先ほど言ったように、期待ちょっとずれてしまって、もう少し前向きな答弁が聞けるのではないかなというふうに今日は来たのですけれども、再度、もう一度決意をお話してください。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 邑楽町環境保全条例は、確かに大変時間が経過しております。先ほども申し上げましたけれども、現状に合わない部分もあるでしょうと申し上げました。大野議員のほうの質問の中

身が、この環境保全条例ということに特に強い意見といたしますか、そういうことも私も承りました。先ほど隣町の環境基本条例ということになると、これはまた共通する部分、先ほど国の基本法のお話もしましたけれども、共通するものでなくてはなりませんけれども、その基本法と基本条例となるものが、どういう形でこの制定ということの必要性を考えると、これは十分審議といたしますか、研究をした中で進めていかなければならないというふうに思っております。

したがって、この環境保全条例については私は先ほども、特に現状にも合致していると思えます、したがってこの環境保全条例については罰則規定もあるので、十分その効果が示されるでしょうというお話もさせてもらいました。これが、議員が指摘されますように、これでは対応がちょっとぬるいのだと、対応が優し過ぎるというようなお話もありましたけれども、それはそれとして、では別な形で基本となる条例を、基本条例をどのような形でつくるかというのは、これは大きな問題でもありますから、そう短い期間の中で制定するというのは、ちょっと時間をかけなければならないだろうと、こんなふうに思っておりますので、十分ご意見はお聞きいたしました。また、現状に合った形で十分研究を、また検討ということでお叱りを受けますけれども、そういう形で進めていければと、このように思います。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 幾らかちょっと前進しましたかね。では、お聞きしますけれども、今の言葉でいくと、やっぱり一応期限というのは必要なのではないですか。これから5年先、10年先のことを言っているのか、あるいは1年先、2年先のことを言っているのか、全然伝わってこないのです。町長は今、4期目ですよ。あと3年ありますよね。そういうスパンで考えているのですか。もう一度。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その辺のことも含めて、早期の中で対応ができるように努めていきたいと思えます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 もう時間がありませんからあれですけれども、やっぱりはっきり答えないのですよね、町長は。いつものパターンです。これは、やはりこういう意見が何回か出て、私のほかにも出ていますし、私はしつこくあなたがそこに座っている以上は、これから何回でもやっていきますので、ぜひ前向きな検討をしながら、一日も早くきちっとした基本条例をつくる必要があるし、つくっていただきたい。このことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○神谷長平議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時00分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時15分 再開〕

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○神谷長平議長 7番、松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 議席番号7番、松島でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど大野議員のほうからお話がありましたが、また議長からも先ほどご案内ありました。本日は3月11日、東日本大震災が起こった、発生した日です。忘れたくても忘れられない、また忘れてはならない、風化させてはならない日だというふうに通感しておりますし、また震災によって被災された方々に哀悼の誠を改めてさげたいというふうに通ひます。そういった思ひを胸に、今回は一般質問させていただきますので、町長におかれましては、先ほどの大野議員の答弁と同じように歯切れのいい答弁をいただけるとありがたいなというふうに通ひしておりますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

それでは、今回の一般質問は3項目、時間も90分いただきました。中身がどうなるかは、私の場合やってみなくては分からないので、というのは町長の答弁にやはり左右されるというところですから、できれば90分は通告しましたけれども、もっと早く終わりになるようにお願ひをしたいなというふうに通ひます。

まず、1番目なのですが、公共調達に適正化についてということで質問させていただきますけれども、この件に関しましては12月議会で質問させていただきました。そこで結果が見れなかったということで、今回2回目ということになるかと思ひます。できれば、この2回目で決着を見たいというふうに通ひしておりますので、ぜひ重ねて明快な答弁をお願ひするものであります。初めてお聞きになる方もいらっしゃるかもしれませんので、前回の12月議会の中の経過について概要を、簡略になりますが、私のほうからまずお話をさせていただきますと思ひます。

公共調達、いわゆる町がいろいろな工事や物品を購入したりする際に行うその作業を公共調達というわけですが、公共調達の方法は入札によるものであったり、随意契約によるものであったり、見積り合わせによるものであったり、それは様々なのですが、そこに至るまでの経過の中で、職員レベルでやはり設計をする際に参考とするべき数字が必要だということで、参考見積りというのを業者から取ることがあるということでございます。その参考見積書の徴取については、12月議会で私が伺ったところ、1者からだけ、1者からのみ参考見積りを取った事例が7件あったということだったと思ひました。そのうちの6件が、その見積りを取った、徴取した業者と、それから実際に入札を行った落札業者が同じだったという事例が7件中6件あったという報告を受けました。それについて、やはり1者からだけの見積りですと、どうしても最終的に決定する、町長が決定する予定価格に、その予定価格を決める際の基準とするものがちょっと乏しいのではないかと。やは

り複数者から取ったほうがよろしいのではないかというようなお話もさせていただいたところでありましたが、それに対しては、町長、また入札審査会の委員長の副町長のほうからも、法的に問題がないということで、しばらくそのままやられるのかなというふうに思っておりますけれども、そういった問題点を指摘させていただいたのが前回の12月議会でありました。

今回は、まず最初に確認をさせていただきたいのは、先ほど私が前回の12月に聞いたときには7件、1者からしか見積りを取らなかった事例が、参考見積りを取らなかった事例があったということです。逆に2者以上、3者でも4者でも5者でもいいのですけれども、2者以上の業者のほうから参考見積りを取った事例が、今年度の12月までの間で何件あったのか。また、それがあったとしたら、何者から見積りを取られたのか。また、その事業名についてお示しをいただきたいというふうに思います。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

今年度12月までの間に工事費のための参考見積りを複数者から取った案件ということですが、1件ございました。見積りの数につきましては、3者からの見積りということになっております。事業名につきましては、令和2年度邑楽町議会議場システム改修工事になります。

以上でございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ただいま総務課長答弁お聞きになって、皆さん分かったと思うのですが、1件あったということですが、それがこの議場のシステム改修工事ということですが、もちろん議会費の中で取った予算かとは思いますが、3者からしっかり見積りを取っていたと、参考見積りを。ということは、それ以外の6件は全て1者のみということになるわけですね。

前回の12月議会の中で、私が1者でよろしいのかと、やはり複数者から取るべきではないのかというような質問を町長にしたところ、町長はこのようにお答えになりました。「それについては、契約をしようとする目的ということがあるわけでもありますので、1者でよろしいのか、あるいは複数者でいいかということについては、その状況に応じて判断をし決定しているということでありますので、それがいいか悪いかということについては、その状況に応じて私自身が判断をして行っているという考え方で行っています」というふうに答弁されているのです。先ほど総務課長の説明だと、ここの議場のシステム改修以外は全て1者だということですね。1者としたその基準は何だったのでしょうか。そこら辺を、町長が決定権者ですから、まずは確認をしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 予定価格の決定については、今議員のほうから言われましたような形ではありますが、

1者からの見積りであっても、担当する職員のほうでその内容を精査をして、そして設計金額を決定して、私のところでその金額の妥当性を確認して、そして予定価格を決定しているということでもありますので、今まで全ての予定価格の決定についてはそのような形で行っておりますので、1者だけでいいのかどうかという話はまた別な議論として、職員のほうにもその見積りの中、見積りを徴取をして、そしてその金額の妥当性をきちっと整理、精査した中に行っておりますので、私はそれでもやむを得ないというか、そういう状況の決定をしたということでございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 前回ケース・バイ・ケースということをおっしゃっていましたが。ケース・バイ・ケースというのは、やはり何らかの基準に基づいてでないでケース・バイ・ケースということになりませんので、1者でいいのか、また複数でいいのか、今回の先ほどの報告を見ると、今年度の結果を見ると、あくまでもその議場に、議会に関するものだけはしっかり3者から取っているけれども、そのほかは全部1者見積りですよ、参考見積りを取る場合は。ただ、その判断基準が何かしらあったのではないのでしょうかという疑問が湧くのは私だけではないと思うので、その点をお伺いをいたしました。

だから、ケース・バイ・ケースであるのは前回答弁をいただいておりますので分かっておりますが、どんなときに、例えば金額が何千万円以上とか、何百万円以上とか、何か基準があって金額が大きくなれば、やはり1者からだけでは駄目だから複数から取るだとか、工場の種類ですとか、いろいろあると思うのです。理由、その基準が。だから、その基準は何でしょうかとお伺いをしました。もう一度お願いします。歯切れよくお願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 基準というものについては、特に私のところへ来る段階では、既にその価格決定が、設計の金額が決定されてきておりますので、その担当それぞれの部署で、その数値、見積りを基にして精査しているということで、私のほうの金額を基にして予定価格を決定しているということでもありますので、それぞれの工事内容によって、その担当のほうで承知をしているというふうに思っております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ですから、予定価格を最終的に決定するのは町長だということで、契約規則にあるというお話もさせていただきました、第6条。ですから、その前の段階で町長おっしゃったように職員の方がその設計をする、参考見積りを取る設計をする、最終的にそこで上がってきた数字が町長のところに来て、町長が判断すると。その手続上の流れは、もう既に分かっているのです。そうではなくて、町長は、先ほど私が申し上げたのは、前回の議会の中で私の質問に対する答弁の中で、「1者でよろしいのか、それとも複数から取るべきかということは私の判断で行っている」

というふうにおっしゃっているのです、ああ、これは町長がやはりその基準を持っているのだなというふうには私感じたものですから、ですから1者からしか参考見積りを取らなかった事例と、それから3者、たまたまありましたけれども、3者取った事例が、両方存在したので、その判断基準はどこかという質問を何度もさせていただいているのです。これを繰り返していると、明日の朝になっても終わりませんので、また黙祷の時間ということもありますから、もう少し大事な質問をさせていただきます。

前回の質問の続きということにはなろうかとまた思うのですけれども、1者からだけの見積りを7件、落札業者と見積りを取った業者が同じ業者だったというのが6件、7件中6件あったということなのですけれども、前回の質問の中でもお伺いをしましたが、資料がなかったということで明確な答えが返ってこなかったのが、その内訳、業者が上げてきた参考見積書の内訳、人件費ですとか物品の品代ですとか、そういったものの内訳と、それから職員が設計した設計書と、全く中身が同じだった件数というのは何件あったのでしょうか。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

令和2年度、昨年12月までに実施した工事のうち、1者から見積りを行った件数は7件、そのうち見積り業者と落札業者が同じ件数は6件ということで前回お答えしました。そのうち、内訳書の各項目の金額が見積書と設計書で各項目ごとに同じだったというのは2件でございました。

以上です。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 すごい確率ですね。工事によっては、やはり数千万円にいく工事もあったかと思うのですが、その中で職員が設計した中身内訳と、業者から参考見積りを取った中身の内訳が全く同じと、奇跡的な私は出来事なのかなというふうに思います。

どうしてそういうふうになったのか、その理由をお尋ねしたいのですけれども、私は答えは2つに1つしかないと思うのです。1つは、その設計価格を、設計書というか設計価格を計算した、積算したその職員の能力が物すごく高いということです。参考見積りを出してくる業者と全く同じ数字が打ち出せるのですから、これはすごい能力を持っている職員を町長は抱えていらっしゃるのかなというのが1つ。もう一つは、丸写しです。そのまんま写したということ。果たしてどっちなのでしょう。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 結果として同一だったということでもありますので、設計図書の仕様書、当然担当もチェックをさせていただこうというふうに思いますし、したがってその内容、どっちか1つという、丸

写しか職員の能力の問題かということについては、結果としてそういうことですので、これはその設計金額、いわゆる予定の金額として上がってくるものに合致したと。設計金額が一致したということでもありますので、職員も十分中身をチェックしての結果だというふうに思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ということは丸写しではなくて、その職員の能力がすごかったということで、私はそういうふうに捉えたのですけれども、であるならば、今までと従来と同じように参考見積りを徴取する際に、同じように1者のみからだけでなくずっと続けていったほうがよろしいのではないですか。前回副町長の答弁の中でも全く問題ないということだったので、そのまま進めていっていいのでしょうか。それ以降、その辺はどうなっているのですか、町長。仮にほかの指示が出ているとなると問題ですが、今まで議論してきた中を精査すれば、そのまま変えずに1者見積りで進めていったらいかがですか。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 決して1者だけがよいというふうには私は思っておりません。したがって、予定価格の設定の折には、それぞれの担当のほうに1者のみでなくて複数者から見積りを取り、そして自らの積算に基づいてチェックをしてほしいということの指導はしておりますので、議員が言われますように今後も1者という考え方は、私は持っておりません。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今のご発言の内容は、私が前回一般質問を行った後から、そういった指示を職員には出しているのですか。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 契約検査室があるわけでもありますので、以前も複数者から徴取するようという指導はしてきていたようでもあります。結果としてその例については1者ということになって、見積りということではありますが、その後そういった指摘も受けた中で複数者徴取すべきだと、見積書を徴取すべきだということの指導はしてきた経緯でもあります。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今日の一般質問、佐藤議員から始まって、野球でいえば佐藤議員がヒットで出塁したものの、その後の2人が三振に倒れて、私も三振と、ゼロ回答が3つ続いてチェンジみたいな、変わってしまうという、そんな状況になるのだけは避けたかったのですが、よかったです、なんとかフォアボールでつなげた形です。今、町長の答弁からすると、私が前回指摘をして、それからやはりそういった指示がしっかり出ていた。現在では、やはり1者だけではなくて複数から取

るようという指示が出た。それだけでも1歩前進だと私は思います。今までのいろんな一般質問をさせていただきましたが、その経過からすれば1歩前進してきたのかなど。それを2歩、3歩やはり前進させていただくには先進地の事例を参考にするというのも1つの方法。

事前に総務課長のほうにも私、資料を提出させていただいておりますが、東京都立川市などではこういった見積りを徴取する際の基本となる指針を定めて、文章化してインターネット上にも公開をしております。そういったものをしっかりつくることで、やはり適正な公共調達が行われるということになるかと思っておりますけれども、そういったこともやっていくおつもりはあるのでしょうか。ないならない、あるならある、歯切れのいい答弁をお願いいたします。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

契約に関する入札、その他の基準等については、その都度最新のもので作成しております。議員のほうからご指摘のありました見積り徴取等に関する基本的な計画等につきましては、現在ご指摘を受けまして検討中という状況でございます。その対象案件や範囲、あるいは細かい方法等につきましても町に合った状況で作成する必要があるということで、基準については現在検討中という状況でございます。先立って先ほど町長が申しましたように、町の担当部署のほうから各事業を行うところに見積り徴取についての考え方や指導等を行っているという現状でございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 先ほど申し上げました立川市の基本指針ここにもありますが、ここではこういうふうに書いてあります。その基本的な考え方として、「新規事業等の構想段階や企画の初期段階での価格調査については、原則として外部に見積りを無料で依頼しないこと」です。これは参考見積りと同じというふうに捉えるのか、それは見解は町それぞれだと思いますが、実際に前回の質問の中でお伺いしたところ、やはり参考見積りを徴取するときには、1者からのみであろうが何者からであろうが同じなのでしょうけれども、無償でそれをお願いしているということになります。ただ、中身を見れば、その内訳も相当詳細にこれはやはり算出をしてくるわけですから、相当な労力を必要としているというところなんです。それをやはり無料でやるとなると、業者側は必然的に私のところに発注をくれるのではないかと、そういう意識にもなる可能性もあるということです。

だから、立川市ではその後、「参考見積書の提出を依頼する場合には、取得目的を明確にして、その後の発注を依頼先に期待させることがないように努めることや特定の企業に集中しないように配慮すること」というふうになっています。特定の企業に対してだけ、やはり何回も同じ業者に参考見積書を依頼しているという事例も、残念ながら邑楽町においては見受けられたように私は思いました。全てが違うところに出ているということではなくて、何者かにおかれましては同じところに出ているというところですから、やっぱりこういったところも改めていただかなくてはならない

というふうに思います。この件については、ようやく改善の方向に一步踏み出し向かったということと、これ以上する必要はないのかなというふうに思います。

次の項目に入るところですが、黙祷の時間が近づいてまいりましたので、一旦ここで中断をさせていただきますというふうに思います。

◎黙 禱

○神谷長平議長 間もなく東日本大震災の発生時刻の午後2時46分になりますので、一般質問を中断させていただきます。放送のチャイムが鳴りましたら、ご協力をお願いします。

皆さん、ご起立をお願いします。

〔黙 禱〕

○神谷長平議長 ご着席ください。ご協力ありがとうございました。

○神谷長平議長 引き続き一般質問を行います。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 2項目めに移ります。2項目めは、金子町長の政治姿勢についてということです。政治姿勢といいましても、いろいろ捉え方もこれもあるのかなと思うのですが、金子町長が町政を行う上でまず信条としているもの、政治信条、これをまず確認したいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私の政治信条は、この町の仕事を統治する、いわゆる行うためのいろんな事柄について真面目に真っすぐにまちづくりを進めていく、誠実にまちづくりを進めていく、このような考え方でございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町のホームページの中に町長の部屋というのがありまして、そこをのぞかせていただきますと、大きな達筆な多分直筆だと思うのですが、「誠実」というような字が書いてありまして、それを見たときに、あっ、私と同じだなと、何か感銘を受けたのですけれども、この間も先日トイレでたまたま偶然にお会いしまして、小さい密室の空間の中で非常に楽しい会話を弾ませて議会に向かったという、そんなことも昨日だったですか、ありました。やはりどこかで通じ合っているのかななんて最近思うようになってしましまして、それがいいのか悪いかわかりませんが、いずれにいたしましても真面目に真っすぐに町政運営を行っていくというのが信条だということとでございます。当然曲がっているより真っすぐのほうがいいわけなのですが、その政治信条をやはり貫きながら、様々なやはり町政運営を今まで行っておられたかと思えます。

その町政運営を行う上で、ただ単に真面目に真っすぐにやっているだけでは、やはりこれは事が

なせないということですので、まずは町長のこの政策能力、政策立案能力、こういったものがどういふことなのかというところ、そこを浮き彫りにさせていただくことによって、やはり金子町政はすばらしい運営をしているのだということを広く町民の皆様へアピールをしていただくよい機会だというふうにも考えておりますので、ぜひ最大限アピールをしていただきたいと思います。なぜこんな質問をまずしようかと思ったのは、ここのところコロナ禍にあつて、コロナに打ち勝つために様々ないろんな自治体でいろんな知恵を絞つていろんな事業をやっていますが、邑楽町におきましては、これは客観的な見方を私議員ですからできるかどうか分かりませんが、ずっと議会主導で来ているのです、ここまでは。

まず、10万円の特別臨時給付金、これの給付から始まりまして、やはり専門窓口の設置を要望いたしました。それをすぐに汲んでいただいて町のほうで設置をし、どこの町よりも早く10万円の給付ができたという裏には、やはり議会からの提言もあつたのかというふうにも思います。それから、その後なかなか、隣町の大泉町もコロナ対策事業に関して様々な数ある事業を打ち出す中で、どうしても出遅れていたのがこの邑楽町でした。そこで、やはり議員の要望を取りまとめて議長、副議長が町長に対して緊急要望書の提出を行った、この緊急要望書の中身をまた町側が組んだ形を取り、全部ではありませんが、40事業、これを考えていただいたということになっています。それから3つ目、3つ目はコロナ罹患者の方々に対する差別偏見、これを防止する条例の制定、これも群馬県下では議員発議で行つたのはここ邑楽町だけ。普通は行政側がこれ提出して、可決していくというのが筋というふうにも思います。残念ながらそういう動きは全くなかつたために議会議員提案となつて、それが制定されたということです。それから、最後4つ目、これはまだ直近ですが、来年度予算に反映させるべきコロナ対策事業として何か考えはあるのかとただしたところ、なかなかよい考えが出てこないで議会の皆さんの意見を聞きたいということ、町長じきじきにではありませんでしたが、総務課長のほうから我々議会に提案がありました。議員それぞれいろいろな町民の人たちの声を聞いて、こういう事業をやってくれないかということをお伝えをいたしました。その後予算の概要が最初に示されたときには、一つもその要望の中から事業を拾っていただいたものがなかつたということでありました。これはちょっといかなものかと、さすがに。自分たちでなかなかいい考えが行政側では、執行側では思いつかない、だから議員の皆さん、何か意見ありますかと聞いておいて、それを予算に反映させない。それどういう仕組みになっているのでしょうか。よく行政と議会は車の両輪のごとくなくなつておっしゃる方もいらっしゃいますが、車に例えれば私は、私はですよ、行政はアクセルです、言わば。議会はブレーキです。行政が暴走しないように、やはりこれでは駄目だというときにはブレーキを踏むのが議会の役割というふうにも私は捉えているのです、町長。アクセルしかついていない車に誰か乗りますか。危なくて乗れないです。逆にブレーキしかついていなければ動かないではないですか。両方ついていて、両方がしっかりと作用して、初めて車は走つて目的地へ行けるのです。先ほど私がお話しした内容ですと、ブレーキしかないので

すよ、この町には。そういう状態になってしまいます。

そういった経過をずっと見てきて、私は心配でいたし方ないのです。この町長の政策立案能力については、そういった場面場面で非常に不安があるのです。だからこそ確認をしたいのは、まず政策を何か考えるために最も重要な要素は何であるとお思いでしょうか。1つでも2つでも、1つだ
っていいです。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その点を申し上げる前に、何点か議員のほうから指摘をされました。指摘をされたというよりも、いろんなご意見をいただいたわけでもありますが、コロナウイルスの関係で議員の皆さんから要望書をいただきました。町のほうでは、既にその時点で40の事業について計画をして、そしてそれぞれ協力いただいて実施に移してきたと。その後、7事業について追加をして進めさせていただいたところでもありますので、たまたま大泉町のほうの発表が早かったということのご意見もいただきましたけれども、早い遅いも大事なのですけれども、要はその事業を行う上で充実して本当にこれでよかったかというような事業の立案といえますか、それは大事なことではないかなというふうに思っております。

それから、差別偏見のお話も出ました。議員の皆さんから条例も出していただきましたが、町のほうでは既に3回にわたってメッセージの中で、そういった部分について町民の皆さんに、コロナウイルスについていろいろ大変な思いをされている方については、差別だとか偏見だとか、そういうことをまずしないで、みんなで3密を避けるとか、マスクをしたり、うがいをしたりということについては3回のメッセージの中でお知らせをした経緯もありますので、それから新年度の予算の計上の点もありましたが、これは議員の皆さんからいろいろコロナウイルスについてのPCRの検査ということ、それからいろいろいただきましたけれども、結果として予算には計上はされておりますけれども、これは議員が言われますように、議員のほうから提案したものだということをお知らせを町が受け止め方が遅いというようなお気持ちもあるだろうと思っておりますけれども、今議員が言われますように町と議会、車の両輪というお話をされました。

私は、議員の皆さんから提案を受けたもの、そして町のほうからこういう形で行っていききたいというものについては、これは大変協力をいただく中で仕事を進めさせていただいておりますので、議員のいろんなご意見の中で提言はされましたけれども、それはそれとして町として大切に、町民の皆さんへのサービスといいますか、安全安心につなげていくということに行っておりますので、議員が言われますように町、私の政策立案が大変希薄ではないかというようなお叱りですが、それはそれとして素直に受け止めて、今後そういったことがないように、町民の皆さんに安全安心、そしてスピーディーに行えるような事業展開を行っていききたいと、このように思っております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私のほうから先ほどお話しした、4つ挙げましたけれども、それは全て議員から、議会のほうからやはり提案があり、そして行政が動いたということの事実は変わらないのです。これは幾ら言い訳をしても、どっちが早いとか遅いとか、何か訳の分からないことを言っていましたけれども、それは事実として変わりません。

それから、私が解せないのは、今回の施政方針の中身です。ここで今町長おっしゃったように、PCR検査事業所に対する費用補助の関係です。これは半数以上の議員から要望があったにもかかわらず、まず上げてきた予算概要にはのっていなかったということで、再度いろいろな会計を行いまして、それで予算にはつきました、200万円でしたけれども。それをなぜ施政方針に書かれるのですか。このように書いてありますから。「新たな施策として、町民や企業へのPCR検査に対する補助や、新型コロナウイルス感染症の感染により営業ができない中小企業者への傷病見舞金の取組を行っていきます」となっていますけれども、このPCR検査に対する補助はまさに我々議会が提案して、ようやく予算にのつけていただいたことではないですか。これ町長が考えた事業ではないです。なぜそれを施政方針に書くのですか。自分のお手柄になってしまうのですか。私たちが考えたことをなぜ書くのですか。自分で考えたことを書くのでしょ、施政方針というのは。そういうことではないですか。議会の皆さんからご提案を受け、一言入ったら別ですけれども、何にも書いていない。これ普通に読んだら、全て町長がお考えになった事業というふうに捉えられてもおかしくないではないですか。

施政方針の中からそういう書き方をするのはやめていただきたいと思いますが、それについてどう考えているかと聞いても、またまともな答弁返ってきませんので、先ほどの質問に移りますけれども、私が聞いたのは政策立案のために最も重要な要素は何かとお伺いをしました。言い換えれば、政治判断をいろんな場面ですると思うのですけれども、政治判断をする際にその基準となるもの、何か柱があるでしょ。それは何ですかと私はお伺いしました。一言で答えていただけますか。簡単だと思いますけれども。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 それは、全ての事業展開が町民の皆さんのサービス向上のためにということで判断をしていく。それぞれの事業については、そのような思いであります。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町民の皆さんのサービスの向上のため、これどんな事業でも同じことですが、向上させるために何を基準としていろいろな政治判断をしているのかということをお伺いしているのです。それぐらい一発で答えてくださるのかなと思ったのですけれども、これは別に金子町長に限らずほかの多分自治体の首長全てそうだと思うのですが、やはり何の上に立つ者、民意ですよ、民意。町民の皆さんの心、意思、それから要望、意見、そういったものを、それを基にやはり町政

運営を行っていくというのは、基本中の基本です。私はそういう答えがすばっと返ってくるのかなと思って期待しておったのですけれども、残念な結果になりました。何かこう私も三振した感じになりました、今。スリーアウト、チェンジという感じです、これでは。

どうやって次展開していこうかなと思って、今非常に苦慮しているのですが、幾つか通告を出してありましたのでお伺いしますが、町の行政執行していく上で、やはりまた大事なことが幾つかあると思います。町長、副町長、それから教育長、この三役の連携です。こういったものがしっかり図られていないと仕事がスムーズにいかない、また議会との関係もうまくいかない。そういったことになろうかと思いますが、何か事例を挙げてということで私のほうから事例を申し上げる前に、まず確認をさせていただきたいのですけれども、三役が連携するためにどういった連携をするための方法、手段を選んで行っているのか。その辺についてちょっと確認をさせていただきたいと思えますけれども、ふだんから朝必ず集まって会議をやるとか、そういう当たり前のことではなくて、ほかに連携を図っていく方法というのがあるかと思うのですけれども、どういった方法を取られているのか、町長がお答えになればいいのかなと思えますけれども。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ご指摘のとおり、毎朝総務課長も含めて四役で打合せ等も行っております。その中で、やはり重要な案件もあるわけですが、そういったことについてはお互いに理解をし、そして今後の行政執行のために間違いがないような形での連携、これは密に行っておりまして、コロナウイルスのワクチンの問題等もその一つですけれども、そういった大変重要なことについてはそれぞれその場において連携を取って、間違いがないような話合いをしていると、連携を取っているということですが。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 昔から3人寄れば文殊の知恵と言いますから、すばらしい案が出てくるわけですが、一つお願いをしたいのは、ぜひ議会の全員協議会、特にあるときにご出席される前にしっかり意見は統一して来ていただきたいのです。何回かそういう場面ありました。町長おっしゃったことと、また違う答えが出てしまう。それはやはり連携がうまくいっていないのではないかなと心配される議員もおりましたので、私は心配していなかったのですけれども、ほかの方でやはりそういうふうに見えてしまう場面があると、大丈夫なのかなと心配があるようですので、その辺はぜひもう一度、やはり会議前には確認をしていただく。

それから、こういった一般質問を行った後、議員がどのような提案をして、またどのような意見を述べたのか、それをやはりこの三役でしっかりまた復習をしていただきたい。復習という言い方は失礼かもしれませんが、ちゃんと精査をしていただきたい。町長も議員をやられたことがあるから分かると思うのですが、ここで質問をした内容が、やはり実績としてそれがなるかどうかという

のは、これ非常に議員とすると心配なところなのです。言いつ放しで何もならなければ誰もやりませんから、それでは駄目なのです。やはり残念ながら、松村議員と大野議員に関してはゼロ回答ということだったですけれども、それではやはり駄目なのです。そういうところをしっかりと三役で、町長だけの意見ではなくて、副町長、教育長が入ればまた違った角度から意見があるかもしれませんから、そうすると町長が出そうとしていた答えではない答えが、いい答えが生まれる場合もあるわけですから、そういう機会を積極的につくっていただくということが、議会軽視にもつながらないのかなというふうに思います。別に議会軽視しているという話ではないです。そういうことにつながらない、予防にもなるのかなと思いますので、ぜひその辺の精査はしていただきたいというふうに思います。

それから、通告した中で職員との信頼関係について、これ町長と職員です。この信頼関係が結ばれているのかどうか、そういったところも非常にこれは心配な要素の一つなのですが、ひとつそれをはかる指針として、町長室がございますけれども、町長室にやはり職員自ら、町長が呼ぶのではなくて、一般職員が自ら、臨時の会計年度任用職員の方も含めてですけれども、町長室のほうに積極的にやはり足を運んで、町長に仕事の上での相談事をはじめ、いろいろな指導をいただきたいということで町長室を訪問される職員は、大体でいいですけれども、1週間にどれぐらいいらっしゃいますか。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 担当のほうで私との協議の中で必要というふうに認めた場合は、職員のほうから自ら足を運んで相談を受けています。どれくらいあるかということになるとちょっと、私の判断ではそういうケースができた場合については来てもらっておりますし、また私のほうから電話をするということもありますので、信頼関係という話ですけれども、どこがどう信頼関係があるかないかということも、私が申し上げるあれではないですけれども、私自身は職員との信頼関係はそういうことで構築できているかなと、こんなふうに思っているのですけれども。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 かなり何か敷居が高いというか、担当の方がこれは相談に値する内容だという判断があった場合にはお会いしているみたいな、最初そんなお話しされていましたが、数が多くて町長室に足を運ぶ職員の方が、自らですよ、積極的に。町長がちょっと用があるのでと呼んだのではなくて、自らやはり町長のところに相談やいろいろな政策の提言だとか、そういうことも含めてですけれども、そういうことを積極的にする職員がいっぱいいて、ふるい落としているかのような、そんなお話でしたので、これはかなり町長室の前は行列しているのかなというふうに今感じたのですが、私も何回か通りましたけれども、誰もいないことがほとんどですけれども、外はです。中は分かりませんが、見えないので。

そういう信頼関係の構築というのは、短期間ではできません。やはり長期かけてやっていかなければならないということなのですが、金子町長も4期目入っているわけなので、長年町長をやられているわけですから、当然職員の名前やお顔だったり、そういうことは精通しているのかなというふうに思います。ですから、ある程度の信頼関係というのは構築されているのかなと思いますが、やはりいい仕事をしていただくためには、その信頼関係が私は一番重要なのかなと思います。先ほど車に例えましたが、職員は私が考えるにはガソリンかもしれません、燃料なのでしょうか。燃料を入れないと動きませんから。やっぱりそういう大切な方々ですので、その信頼関係を構築しますして行って、あそこで行列のできるラーメン屋ではありませんけれども、何人も何人も待っているような状況づくりができると、これは役場も活気づくというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

それから、時間がなくなってまいりましたので次に行きますが、危機管理能力についてです。やはり危機管理能力様々ありますが、自分自身、町長自身の危機管理ということではなくて、やはり公共的な危機管理、それについてお伺いしますが、これは令和元年12月議会で私一般質問をさせていただいたことがありましたが、公共施設における防犯対策についてということで質問をさせていただきました。その中で防犯カメラの設置についてお伺いをしたところ、町民体育館含め何か所か、まだ公共施設の中でも防犯カメラが設置されていないということだったと思います。それに対して、やはり早急な措置をするようにということでお願いをしたところでもありましたが、それから、それが令和元年12月ですから、1年以上優にたっているわけでございますけれども、残念ながら先日、先日というか、もうしばらくたちますが、去年のたしか10月、11月だったと思いますけれども、町民体育館のほうに不法侵入者があったということで新聞報道にもありました。仮に私がそこで質問をしたところで、令和元年11月で早急な対応をしていただいて防犯カメラが設置されていれば、そういった事件も起こらなかったかもしれません、分からないですけれども。それでも起こってしまう場合は起こってしまいますが、ただその犯人特定、そういったものには大きな役に立ったのかなというところですか。なかなかその辺のスピーディーさが、残念ながら私には伝わってこない。この1つの事例を見てもですが、やはり事が起きてから、そのときにも言ったと思うのです。死亡事故が起きてから信号機つけても遅いのです。

だから、事が起きる前に、やはりそういった処理をしっかり対策を取る、そういった姿勢が私は必要かと思っています。その点は町長、どうなのでしょう。危機管理が甘かったというところはなかったのでしょうか。その町民体育館に関して結構ですけども、どうでしょう。自分のほうにそういう非というか、町としての町長としての危機管理が少し不足していたという認識はございますか。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 結果としてそのような状況が起きてしまった。あったから、なかったからということではありませんけれども、その対応がご指摘をいただいたにもかかわらず遅れてしまったということについては十分反省をしなければならないと、そんなふうに思っておりますので、ご指摘のとおりかなと思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ぜひそういった犯罪的なものを防止する上でも、やはりどれだけ防犯カメラというものが重要だったのか改めて身にしみたのかなというふうに思いますし、改めてその危機感の薄さということを感じていただいて、やはり災害に対してもそうです。別に防犯だけではなくて、災害に対してもそうですけれども、危機感を持ってやはり行政運営を担っていただきたいというのが、私だけではなくて町民の皆さんもそう願っておるというふうに思っておりますので、ぜひその点も慎重に、やはり真っすぐに行っていただきたいなというふうに思います。

それから、今後になります、やはり町長4期目ということで、4期目スタートして約1年ちょっとということになりました。私もそうなのですが、政治に携わる者はなかなか後継者をつくらうとしない。別に町長がそうだという話ではないです。後継者をやはりつくる気持ちが起きないのでしょうか。つくるということはやめるということですから、自分が。そういう状況をつくるタイミングをなかなか政治をやる皆さん、持っていない。しかし、やっていることといえば、まことに治めると書いて政治ですので、やはり未来を見据えて我々の次世代のために働いているわけですから、当然自分のそういった後継者についてもやはりあるタイミングで、いいタイミングでやはり考えていかなければならないというふうに私は思っているのですけれども、町長に関してはその点についての考え方はどんなお考えを持っていられるのでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 後継者を育成するというのも大事ですけれども、私はこの邑楽町のことで例えれば、邑楽町を今以上によくするというような強い思いを持って、あるいは持つような方が多く、これは町長だけでもありません。議員も同じことが言えるのだらうと思いますけれども、そういった強い思いを持った方が魅力あるまちづくりを考えていっていただく、これが大事なことではないかというふうに思っております。したがって、自ら後継者を育成するしない、そういうこととはちょっと離れますけれども、魅力ある町としての考え方、多くの皆さんに持っていただいて、こういった場にといいですか、臨んでいただければよろしいのではないかなと、こんなふうに思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 金子町長が町長をやられている間に、やはりどんどん、どんどん発展してよい町になっていけば、それをまた継承してさらによくしていこうという意欲も後継者も湧くわけですが、そうでないと、なかなかこれ後継者不足になっていってしまうのです。穴を埋めるところか

ら始めるのでは大変ですから、そういう状況だけはつくっていただきたくない。私は、もうどんどん発展の一途をたどって、すばらしい町になっていると思います、金子町長になってから。ただ、それを評価するのはやはり人それぞれですから、誰が評価してもやはりこれはよくなった、邑楽町にどうしても住みたいという方も増えたということで、魅力があるな邑楽町、行ってみたい、どうしても住みたい、そういう思いを持った方々が多く集まってくれるような状況でもあればよろしいですが、人口の減少も含めて、残念ながらまだまだそういう状況にもないのかなと思います。魅力をそういう意味でも感じていただけるまちづくりをこれからもやはりしっかりしていただいて、それで後継者をつくろうと思うか思わないか、これも自由なのですけれども、そういうときが来ましたら、ぜひいい後継者を育てていただきたいというふうに思います。

町長の政治姿勢について何点かたださせていただきましたけれども、次は藤江教育長の実績についてということで、本当はもう少し時間を取りたかったのですが、結構長く、1問目がちょっと時間が長くなってしまったので、二十五、六分しかありませんが、次に移らせていただいて、やはり金子町長、そして藤江教育長、お二人のすばらしい実績を今回アピールしていただく場だというふうに冒頭申し上げましたので、ぜひ町長におかれましては次の教育長に期待をしていただきたいというふうに思います。

それでは、始めたいと思いますが、藤江教育長はご就任されて今年の8月が来ると任期満了3年間ということに、一区切りになるかというふうに思いますが、あっという間です。その間様々なやはり教育行政の課題を解決されて実績を残されてきたと思うのですけれども、就任された当初、私のほうから質問させていただいた経過がありました。そこで、就任間もなくでしたから、課題をお伺いするのは失礼かと思いましたが、何点か藤江教育長が感じている課題をそこで挙げていただいた経過がありました。

それで、私のほうから申し上げてしまいますが、学校教育の課題の中で4つ挙げられました。1つは学力向上、これをやはり全面的にサポートしていくということ。それから2番目、児童の安心安全な環境づくり、これはいじめや不登校をやはりなくしていくこと。それから3番目、学校の老朽化、トイレだとかプールだとか、そういう古くなったものの改修、そういうものをしていきたい。それから4番目、児童数の減少問題、これはタイミングを逃さずにアンケートを実施したいということで、平成39年度には邑楽南中学校の生徒数が約160人になってしまうというようなご心配をされた中で、そういったご発言もございました。

それから、生涯学習の分野については、中央公民館の活用、それから若者の健全な育成、これはジュニアリーダーの減少などがあるので、やはり若者のそういう健全な育成をすることによって、そういった若者の団体等も増やしていきたいというようなお話でございました。それから町立図書館、これの底上げをしたいということ。利用者が減少している傾向にありましたので、そういったご発言をされたのかなと。それから、最後にスポーツの推進ということで、これは健康寿命を延ば

したりですとか、体育協会との連携を図りながら新しいスポーツを生み出していきたいというような、意欲満々のやはりご答弁をいただいたところでもございましたが、この中でこれは課題ですから、今までその以前までに起きていたことに対しての課題に対してどういうものがあるかということで、私は質問させていただきました。その課題をやはり一つ一つクリアされてきたと思いますが、そのクリアされた実績、多くあると思うのですけれども、これはやったぞというものを1つ挙げていただけますか。

○神谷長平議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 私の実績ということで、本当は私の実績というのではないのかなと思うのです。教育委員会がやってきたこと、学校教育課がやってきたこと、生涯学習課がやってきたと、私は学校に対してはやっぱり人事、人集めかなと思っております。すばらしい校長を集めて、そしてすばらしい教職員を集めて、それが学力向上につながるのではないかなというふうに思っております。

今年学校教育課が、1人すばらしい人材を得ることができまして、彼がいなかったら今年の学校教育課の行事は無理だったかなというふうなことで感じておりますのは、トイレの問題、そして中野東小学校の外壁の工事、それから雨漏りを直す屋上の防水シートの取替え、さらに今後も続くのですが、そういった大きな工事を本当によくやっていただきました。また、突然湧いたGIGAスクールの1人1台パソコン、それに付随するWi-Fiの工事、それから各教室に設置されている大きな電子黒板、これの設置についても全てやっていただきました。しかも、群馬県の中ではすごく早い段階でその準備が整ったということで、よかったかなと。それが大きなものでございます。

1つということですので、以上で終わりにします。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 副教育長がいらっしゃったというような、そんな感じでしたね。まさかのご答弁だったので、私は違うところのご答弁返ってくるのかなと思ったのですけれども、人材に恵まれたと。その人材があったから、人事があったからこそいろいろな事業を成し遂げられてきたというようなお話でした。

教育長がおっしゃるとおりだと私も思うのですが、自分一人で作るものが実績ではなくて、やはり周りの皆さんの協力をいただいているんなことを成し遂げていくと、これは当然のことだというふうに思います。そこはさすがだなと思いました。金子町長の先ほどの答弁と同じレベルのやはり答弁をいただいたということで、これは私も次続けるのが難しいなという状況なのですけれども、まだ時間が20分ぐらいありますので、幾つかお聞きしたいのですけれども。

それでは、今のお話ですと、中心になってやってくれた職員の方のお力もあったということなのですが、教育長自身からこういったことを私はやりたいのだということで、大竹教育長から継いだわけですが、大竹教育長がまいてきた種ではなくて、新しい種をまいてほしいというようなお願い

をした経緯が私のほうからもあったかと思うのですけれども、藤江教育長が町教育行政のために自らまいた新しい種というものは何かあったのでしょうか。幾つもあれば幾つもおっしゃっていただいて結構ですし、その点についてお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えいたします。

私のまいた種ということでありますけれども、私としては集めた人材を育てることだと思います。育てるということは、仕事を与えてそれをやらしてもらった、その報奨ではないですけれども、褒めたり、またはご意見を言ったり、そういうことで自分が少し関わってこれたかなというふうに思っています。

生涯学習課のほうで申しますと、今年は、昨日もありましたけれども、中央公民館の表彰がありました。そして、図書館につきましてはあの厳しい中で職員が本当に一人一人に対応して、消毒のお世話をしたりとか、本の提供をしたりとか、そういったサービス面ですごくやっていただいておりますので、面接のときではありましたけれども、そういう面で非常にすごく町民は喜んでいてよということで話をいたしました。そういったことがやる気につながってくると、さらにサービスが向上するのではないかなというふうには思っております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 人材の育成、これにやはりご尽力されるというようなお話だったのかなと。もちろんそれ大切な、一番大切な組織を運営していく中で人材を育てるというのは非常に大切なこと。なかなか易しいようで難しい、なかなかそう簡単にはできるものではないということだと思います。就任以来僅か3年足らずで、やはりその辺の人材育成をやられてきたというのは、藤江教育長のこれは教育行政の手腕とすると、またすばらしいものがあるのかなというふうに、改めて私も再認識させていただいたところでありますが、ちょっとお話の中にも触れられました中央公民館が表彰されたということ。昨日もお話ありましたけれども、全国で2位、これすごい、群馬県初ということで、すばらしい事業をやはり展開してきた、町民中心になって手作りで様々な事業を行ってきた。その裏には、やはり今副町長でいらっしゃる半田副町長が課長時代からずっと継続してやってきたことが、ようやく今になって結ばれたということですから、これは町を挙げてやはり喜ばしいニュースかなというふうに思います。忍耐強く、雨ニモマケズ、そして風ニモマケズ、たしか宮沢賢治さんという方だったと思いますけれども、そういうことで、そういう気持ちでやはり地道にやってきたことが功績として認められたということだと思います。

中身については、中央公民館の中身については非常にこれは何度も申し上げますが、すばらしいことなのですが、ちょっと懸念材料として出てきているのが、事業を行っている箱です、箱。これも雨ニモマケズ、風ニモマケズということで強ければよろしいのですけれども、なかなか町長や副

町長から中央公民館の雨漏りの件についてはいろいろなお話を伺っていますが、教育長もいわゆるその中央公民館の所管をする一つの教育委員会として第一人者でいらっしゃるということなので、その件について教育長はどんな見解をお持ちなのでしょうか。この間報告があったことも含めまして、教育長の考えていらっしゃることをお伺いしたいと思います。中央公民館の雨漏りの件についてです。

○神谷長平議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

1年半前ですか、一応スタートしまして、去年の台風におきまして大変漏ったという事実が判明しました。それについては聞いていたのですけれども、どれぐらいかということで初めて行ったときに私もびっくりしました。出来たての中央公民館で、建物でこれほど漏ってしまうのはやっぱりおかしいかなということで、その後いろいろ三役とも相談をして、いろいろ対応を考えてきたわけですけれども、普通では、普通の家で雨漏りがあればほどするというのにはあり得ないことですので、これは調査をしなければいけないかなというふうな感じはいたしました。

一応去年の12月に、建設会社のほうで応急手当というか、完全な手当てをしたわけなのですが、その後、まだ幾らかしみてきているということで、1年間かけて補修工事をしていく中で、だんだん漏っている内容につきましては徐々に改善されていくのかなというふうには考えております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 教育長、今だんだん1年間の間にはその雨漏りも改善されていくのだろうと思いますというふうにおっしゃいましたけれども、何か根拠があるのでしょうか。

○神谷長平議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 根拠といいますか、去年の12月から2回ほど大きな激しい雨が降ったわけなので、すけれども、最初のときには半田副町長のほうからも報告があったように13か所ぐらいあったと。その後、工事を2月16日で現場を確認して、2月22日に一応工事をしたと。内容につきましては、目地に対する増打ちとか、アクアシール塗布とか、それからラドコンジェット注入とか、そういう内容で手当てをしていただきました。その結果、2回目の雨のときには13か所あったのが2か所ほどに減っているということですので、ただまだ漏れているということですから、さらにその工事をまたやれば徐々に減ってくるのではないかなというふうに考えております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私が教育長の答弁に継ぎ足しをするのは失礼ですが、私がこの間報告を受けたのは、最初に雨漏りが発見された、補修後ですよ、13か所だったのです。そのうちの2か所プラス9か所、合計11か所が2回目です。だから、13か所が11か所に減ったということだけです、2回

で。そういうことです。だから、まだそんなには減っていないです。それを根拠とされたのだということになると、ちょっと間違いなのかなと思いますが、いずれにしましても誰も分かりません。止まるのだから、止まらないのだから分かりません。何の根拠もない、はっきり言って。だからこそ今からちゃんと準備をして、いろんな状況にも対応できる組織づくりや体制づくりをするべきだということを全員協議会の中で私のほうからも申し上げておりますが、副町長のほうからこの件についてはいつも説明報告を受けておりますけれども、やはり教育長という立場から、中央公民館という施設は生涯学習施設ですので、教育長の意見というのも相当な影響力を持つのかなというふうに思います。

今後の対応の仕方については、現時点で結構なのですけれども、1年間の保証だけだということなので、それが切れてからどういった対応をしていくのかということをお聞きしたいというふうに考えています。

○神谷長平議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 1年間をかけて、強い雨のときの様子でしっかり業者には対応してもらおうということです。完全に消えるということは、どうなのでしょう、ないのかなというふうに思っておりますけれども、そういうことも視野に入れて、今後検討していかねばいけないかなというふうに思っております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 せっかく中身については全国で2位になるほどの表彰を受けるような、いろんな事業やっているわけですから、その中身に見合ったやはり建物でなければいけないということですから、その辺はやはり教育長おっしゃった心配も分かるのですけれども、しっかりこれ止めていただくしかないのです。それ以外方法がありません。雨漏りをしているというのは、そもそも建物の体を成していませんので、建物ではないです、雨漏りしているのは。それを、やはり対応が遅れたことによって、最終的には町民の血税でそれを負担しようというような状況になるのだけはやめていただきたいというふうに思います。それは、ここでまた警鐘を鳴らさせていただいて、また経過を見ながら、次回の一般質問や今後のいろんな会議の場面でやはりお伺いをしていかなければならないというふうに思っております。

ぜひ教育長にも、やはりいろんなほかの仕事もあり大変だろうと思うのですが、この件に関してはあまり小さい出来事ではございません。ですから、ぜひやはりさっき三役の連携と申しましたけれども、そういったところの場でもこの件には積極的に触れていただいて、やはり意見を出していただく。そして、1つの答えを導いていただきたいというふうに切にお願い申し上げます、私の質問を、時間がちょっと余りましたけれども、終わらせていただきたいと申します。大変長時間にわたり、ご清聴ありがとうございました。

○神谷長平議長 これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。明日12日から17日までの6日間は議案調査及び各常任委員会の審査等のため本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、明日12日から17日までの6日間は本会議を休会とすることに決定しました。

来る18日は午前10時から会議を開き、令和3年度各会計予算について審議を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 3時43分 散会〕